

# 第72回京都市都市計画審議会 議 会 録

日時 令和2年11月2日（月）午後2時～午後4時56分

場所 京都経済センター 6階会議室

京都市都市計画審議会事務局

## 1 議事事項

議事番号	議事事項	備考	頁
計議第308号	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 生産緑地地区の変更について （京都市決定）		2
計議第309号	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 道路の変更について （京都市決定）	1・4・7号 油小路線 の変更	13

### 報告事項

- ・京都市都市計画マスタープランの見直しについて（P.30～）
- ・京都市市街化調整区域における地区計画運用基準の見直しに係る市民意見募集について（P.39～）
- ・新景観政策の更なる進化「地域のまちづくりの推進と特例制度の活用」に関する市民意見の募集について（P.47～）

## 2 議事の概要

【計議第308号議案】 全員賛成により原案のとおり承認された。

【計議第309号議案】 原案のとおり承認された。（賛成25名中22名）

### 3 京都市都市計画審議会委員

- ・ 条例第2条第2項第1号委員

板谷 直子	立命館大学客員研究員	
川崎 雅史	京都大学大学院教授	
兒島 宏尚	京都商工会議所専務理事	
佐藤 由美	奈良県立大学教授	欠席
島田 洋子	京都大学大学院准教授	
須藤 陽子	立命館大学教授	
塚口 博司	立命館大学特任教授	
中嶋 節子	京都大学大学院教授	
牧 紀男	京都大学教授	欠席
三浦 研	京都大学大学院教授	
宮川 邦博	公益財団法人京都市景観・ まちづくりセンター専務理事	

- ・ 条例第2条第2項第2号委員

しまもと京司	産業交通水道委員
西村 義直	まちづくり委員
平山 たかお	総務消防委員
森田 守	まちづくり委員
かまの 敏徳	まちづくり委員
樋口 英明	まちづくり委員
山田 こうじ	総務消防委員
曾我 修	文化環境委員
吉田 孝雄	教育福祉委員
山岸 たかゆき	文化環境委員
江村 理紗	産業交通水道委員
こうち 大輔	総務消防委員会

- ・ 条例第2条第2項第3号委員

池口 正晃	国土交通省近畿地方整備局企画部長
(代理出席 稲井 康弘	京都国道事務所長)
富山 英範	京都府建設交通部長
(代理出席 岸 良平	都市計画課 参事)
石丸 洋	京都府警察本部交通部長
(代理出席 奥野 雅義	交通規制課長)

- ・ 条例第2条第2項第4号委員

筈谷 友紀子	市民公募委員
村上 岳	市民公募委員

- ・ 条例第5条第2項委員

戸田 秀司	京都市農業協同組合代表理事組合長
富阪 裕一	京都中央農業協同組合代表理事組合長

○塚口会長 それでは、ただいまから議案の審議に入ります。

お手元の議案書でございますように、本日、市長から諮問を受けております案件は2案件、2議案でございます。これからの会議運営につきまして、各委員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

計議第308号  
都企計第168号  
令和2年10月12日

京都市都市計画審議会  
会長 塚口 博司 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区  
の変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定  
に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）  
生産緑地地区の変更（京都市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 532.25 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

市街化区域内における良好な都市環境の形成に資する生産緑地について、  
位置及び区域並びに面積の変更が生じたため変更するものである。

まず計議第308号議案を議題といたします。この議案は、生産緑地地区の変更に関する議案でございます。

それでは事務局、説明をよろしく願いいたします。

○事務局 それでは、計議第308号議案につきまして御説明いたします。

生産緑地制度は、市街化区域内において、農地等の持つ緑地機能や防災等の多様な機能に着目し、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資することを目的に、一定規模の農地等を生産緑地地区に指定し、計画的に保全するものです。本市では面積が300平方メートル以上の農地等を生産緑地地区に指定しております。

本議案は、この制度に基づく生産緑地地区の変更に関するものであり、新たに追加指定を行うものや、主たる従事者の死亡や病気、ケガなどにより、営農ができなくなった農地等で、買取申出経路を経て、既に行為の制限が解除された生産緑地地区について、廃止等を行うものでございます。

それでは、変更内容について御説明いたします。資料1-2「計議第308号議案 参考資料」2ページの生産緑地地区の変更の内訳表を御覧ください。

表の中段に記載しております、今回の変更の内訳につきましては、平成30年3月に条例（京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例）を制定し、面積要件の下限値を300平方メートル以上に引き下げた効果もあり、追加指定により面積が増となるものとして、「新たに追加となる地区」が6地区で面積にして約0.35ヘクタール、「地区数の増減はないものの面積が増となる地区」が12地区で面積にして約0.37ヘクタールでございます。

一方、買取申出等により面積が減となるものとして、「廃止となる地区」が45地区で面積にして約4.92ヘクタール、「地区数の増減はないものの面積が減となる地区」が67地区で面積にして約8.39ヘクタールでございます。

したがって、今回の変更後の生産緑地地区の地区数につきましては、39地区減少し、1,996地区、同じく面積につきましては、約12.59ヘクタール減少し、約532.25ヘクタールとなります。

次に、変更箇所についてでございます。資料1-1-1「計議第308号議案 付図」2ページから9ページに総括図を添付しておりますので御覧ください。

右上に凡例を記載しておりますが、地図に緑色で表示している箇所が既に生産緑地地区として指定している部分、赤色で表示している箇所が今回追加する部分、黄色で表示している箇所が今回廃止する部分でございます。

なお、詳細につきましては、机の上に縮尺2500分の1の計画図の縮小版を緑色のファイルにて御用意しておりますので御覧いただきますようお願いいたします。

計議第308号議案の説明は、以上でございます。

本都市計画の案につきまして、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、理由説明書を添えて、令和2年9月17日から10月5日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はありませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○塚口会長** ただいま事務局から説明がございました計議第308号議案につきまして、御意見、御質問のある方は挙手願いたいと思いますが、ただ、少しこの会議の配置でいきますと、端のほうで挙手されている方が見えにくいかもしれませんが、その際は少し失礼なことがあるかも分かりませんが、御容赦ください。いかがでございますでしょうか。そうしたら、山岸委員、よろしくお願いいたします。

**○山岸委員** ここからでいいですか。

**○塚口会長** そちらで結構です。

**○山岸委員** よろしくお願いいたします。今回の変更後の生産緑地地区の地区数は、39地区減少の1,996地区。そして面積は約12.59ヘクタール減少の約532.25ヘクタールという御説明がございました。

そこで、本市の市街化区域に占める生産緑地の割合はどうなっているのか、まずはお尋ねいたします。

**○塚口会長** 事務局、どうぞお答えください。

**○事務局** 生産緑地の市街化区域に占める割合でよろしかったですか。市街化区域面積といたしましては、約1万5,000ヘクタールございまして、生産緑地地区の面積は532ヘクタールでございます。よりまして割合としましては約3.5%で

ございます。なお、市街化区域内の農地に占める生産緑地の割合でいきますと約 87%でございます。

○塚口会長 山岸委員，どうぞ。

○山岸委員 分かりました。それから，今回，全体として減少となったんですけれども，過去から減少し続けているのか，これまでの生産緑地地区の面積の推移はどうなっているのかについてお伺いします。

また，ピークとなったときはいつだったのか，そのときの地区数とか面積とかその辺，面積がピークだったときに合わせてお答えいただけたらいいと思うんですけども，その辺も教えていただけますか。

○塚口会長 事務局，お願いします。

○事務局 はい，お答えします。

生産緑地につきましては，平成 4 年に当初の指定をしてございます。その際には 810.75 ヘクタールでございまして今回，令和 2 年につきましては 532.25 ヘクタールとなっております。基本的に生産緑地地区の面積は減少傾向でございますが，最も多かった年としましては平成 5 年当初指定の翌年度に 820.03 ヘクタールとなっております。以上でございます。

○塚口会長 山岸委員，どうぞ。

○山岸委員 それで本市の場合，例年，一部，買取申出された生産緑地のその後の扱いはどうなっているのかという点ですけれども，ルールでは自治体がい取りることになっております。それが行われない場合は，生産緑地の指定が解除されて宅地に転用することが可能となるということですのでけれども，これまでの状況はどういうことになっているのかについてお尋ねいたします。

○塚口会長 事務局，お答えください。

○事務局 生産緑地地区解除の手续といたしましては，故障でございましてか営農者の死亡とかいった理由を基に買取りを申出いただきます。その結果，京都市が買取りを行わない場合につきましては農業委員会による農業従事者のあっせんを経て，それでも権利移動がなければ生産緑地地区の制限が解除となる流れになってございます。

京都市におきまして生産緑地が解除された土地の具体的な動向を全て把握しているわけではございませんが、宅地化されるもの、産業用地として利用されるもの、また、生産緑地が解除された後もそのまま農地として残されているもの等々いろいろあると認識してございます。以上になります。

○塚口会長 山岸委員，どうぞ。

○山岸委員 今，申し上げましたのは，京都市が買い取ったケースはどれだけあるのかを教えてくださいますか。

○塚口会長 事務局，どうぞ。

○事務局 失礼いたしました。京都市が買取りを行った事例はございません。

○塚口会長 山岸委員，お続けください。

○山岸委員 はい。それでは，生産緑地制度については1974年に法律が制定された後，1992年に改正されて現在に至っております。その際に生産緑地の指定を受けて，今後30年間営農を続けるなら，一旦，農地並み課税とするというルールになっておりまして，その期限の最初が2022年に到来するというところでございます。それで，いわゆる生産緑地の2022年問題というようなことも言われておるわけですがけれども，この2022年に30年の期限が到来する生産緑地はどれだけあるのかについてお尋ねすると，また，それによって生産緑地から宅地に転用となった土地が大量に市場へ供給されるというようなことで本市に混乱が起きることがあるのかどうか。そうならないように新たに法律が制定されて，生産緑地の指定が10年延長できる制度とか，農地の柔軟な運用を認める制度によって混乱が起きないような，そういう工夫もされているのは承知してはございますけれども，生産緑地の所有者がそうした制度を選択しない限り30年で指定解除となってしまうと思いますけれども，これは本当にそういう京都市の中でいろいろ，市場に混乱が起きないのかどうかについてお尋ねいたします。

○塚口会長 事務局，お答えください。

○事務局 まず現在の生産緑地に占める平成4年当初の生産緑地に占める割合でございしますが，約90%でございします。この90%分が令和4年12月に30年を迎えるということでございます。

加えて、2022年問題についてお尋ねでございますが、御指摘のとおり指定後30年を経過した生産緑地が大量に宅地等へ転用されて不動産市場に混乱を来すのではないかと懸念されているという問題と認識してございます。

一方で国交省が実施いたしました都市農業従事者へのアンケート調査におきましては、約6割以上の方が30年経過後も営農を継続するという意向を示されてございます。また、すぐに取りを行いたいというような回答の割合も約7%と把握してございます。

こういった状況も踏まえまして、30年経過後も10年ごとに保全措置が延長される特定生産緑地制度が創設されたと聞いてございます。

本市におきましては同様の調査を行っているわけではございませんが、現在、令和2年8月から特定生産緑地の申請の受付を行っております。直近の数字でいいますと面積ベースで4割弱の方の申請を受け付けている状況でございますし、問合せ等々もたくさん頂いている状況でございますので、30年を経過する生産緑地が一度に大量に市場へ出されて宅地化するというようなことはないのではと捉まえてございます。以上でございます。

○塚口会長 山岸委員、どうぞ。

○山岸委員 この8月からそういう、また引き続き生産緑地として認めてほしいと更新される方々が4割弱いらっしゃるというお話でございました。でも、あと5割強の方々は、まだそういう意向を示しておられないということもありますので、先ほどありました国交省の調査で6割以上の方が引き続き生産緑地としてやっていきたいというようなお話がありましたけれども、混乱がないということですけども、やはりもう少し京都市として早く、2022年が来る前に、どのような状況なのかをしっかりとつかんで、そして、必要であれば対策を立てることが必要かなと思いますけれども、その点はどうぞお考えなのかお尋ねいたします。

○塚口会長 事務局、お答えください。

○事務局 あくまで現時点の数字でございまして、特定生産緑地の指定申請の受付自体は令和4年3月まで、少し長いスパンで受付自体はさせていただいております。これまでから、例えば令和元年4月には生産緑地の所有者の方、皆さんに制度の周

知を、それから令和2年4月には30年を迎える所有者の方に手続の御案内といったことに加えまして、農林部局、それからJA様とも連携しながら各種の周知を行っているところでございます。

今年度、集中受付という形ではJA様の各支店、それから農林事業者の方に身近な農業振興センターでの受付を行うなど、より申請しやすい体制を整えて実施しているところではございます。

今年度、一旦、その申請の状況を取りまとめて、未申請の方には改めて令和3年度以降周知を行いますとともに、意向調査についても行っていきたいと。引き続き制度をしっかり周知させていただいて、選択いただけるように取り組んでまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○塚口会長 山岸委員、どうぞ。

○山岸委員 ぜひ、今いろいろと努力をして、混乱のないようにしていきたいという意思表示をしていただいていると思いますので、ぜひそういう形でこの混乱のないような生産緑地の今後の在り方に取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○塚口会長 それでは、そちらでもうおひとつどうぞ。かまの委員、お願いします。

○かまの委員 私は1点だけ、今、山岸委員からありましたので別のことで1点だけ確認させていただきたいと思います。

昨年のこの審議会の中でも、今後の京都市の農業の将来について指針が必要ではないかというような問題提起的な発言があったかと思います。その点、京都市は今後の農業振興という点でどのような基本認識を持っておられるのか、その点を少し確認的に伺いたいと思います。

○塚口会長 どちらからお答えいただけますか。お願いします、どうぞよろしく。

○事務局 失礼いたします。平成30年9月に生産緑地の貸し借りが併せて行える制度が創設されまして、現在その制度に則って、手続を行えば農地の貸し借りをしても税制優遇を受けられる、そういった制度もこの特定生産緑地制度とともに整えられてございます。

そういった制度で農地を守りつつ、また新たな技術ですね、例えばスマート農業

とかもございますし、それから担い手につきましては、それまでの担い手プラス、よく「半農半X」とか、いろいろな産業の方ですとか多様な担い手、そういった方の参画も得ながら京都市の農業、農地を守っていきたいと考えてございます。

○塚口会長 かまの委員，どうぞ。

○かまの委員 それを周知していくに当たりましては部局を越えて、局を越えて、都市計画局とか産業観光局とかで連携を図って進めるという受けとめでよろしいですか。その確認だけで結構です。

○塚口会長 事務局，お願いします。

○事務局 これまでの枠にとらわれず、広く連携して取り組んでいきたいと思ってございます。

○かまの委員 以上です。

○塚口会長 ほかに御発言の方。戸田委員，どうぞ。

○戸田委員 京都市農協組合長の戸田でございます。

今、生産緑地の件でいろいろと山岸委員さんなりの、御質問なりをお聞きいたしまして、生産緑地の当事者といたしまして私どもの気持ちというか、意見を言わせていただきますと、生産緑地というものができた経過をお知りかお知りでないかは分かりませんが、都市農地をいかに利用して、農地を都市化するという考え方で、段々この農地の地価が上がって固定資産税が高騰して、農業経営では固定資産税を払えないような状況ができたので、生産緑地制度というものができたわけでございます。

当初は、生産緑地制度の中で生産緑地でもこれは都市化するものと、都市の農業、農地は都市化するのが当たり前やということで、そういう方針で旧建設省ないし経済産業省が推奨してきたわけですが、段々と経済が落ち着き平準化してきた中で、都市農業というものの見直しが、近年は言われてまいりまして、その都市農業の中の生産緑地をいかに利用するかにつきまして、先ほど農林振興室からも納税猶予を受けている農地でも貸し借りができると、都市農業振興に関して国からのすく大きな支援がありまして現在に至っております。そしてまた、特定生産緑地の今、申請の最中でございます。それはまだ、申請途中でも40%の申請があるというこ

とでございます。

その中で段々と年間に十何ヘクタール減っているという御指摘もでございます。悲しいかな、これは我々農家というか農業、生産緑地を持っている者にしましては、誰もこれだけの農地を宅地にしたくはないんでございますけれども、これを、生産緑地を維持しようと思えば我々の相続税が大変に大きくございまして、農業生産の利益で相続税を支払うことは到底無理な話で、これは現実的ではございません。その中で納税猶予ができたんですけれども、納税猶予があってもこれは農地だけでの納税猶予でございまして、農業に供する農小屋、それから農機具小屋、それから農産物の加工場、そういうものは全て宅地として評価されます。そういうようなもの、中小企業さんの方もおられますけれども、そういうような設備は農業に、そういう設備がなければ農業はやっていけないのにそれは宅地として評価されることが生産緑地の減少に大きくつながっている、そういう現実も見ていただきたいということでございます。

そんな中で私ども京都市農協といたしましては、都市農地をしっかりと守るという観点から、今まで耕作放棄で、高齢で耕作放棄になっている農地も我々農協といたしまして、その耕作放棄の農地をしっかりと、そしてまた農家の皆さんの御協力を得てその耕作放棄を解消し、新たにその農地を耕すと。緑の多い、生産性のあるきちんとした優良農地に変換するという努力を今、事業としてやっております。

この緑豊かな京都市の生産緑地、活力のある農地をしっかりと守るために我々は農家一丸となってその生産緑地を守ろうと頑張っておるわけでございます、単に我々の利己的な形で生産緑地を減らしているわけではございません。緑のある京都市を守るために頑張っているのでございますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。ありがとうございました。

○塚口会長 ほかに御発言はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは御意見、御質問も出尽くしたようでございますので、ただいまの計議第308号議案についてお諮りしたいと思います。

原則どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。御異議のある方は恐れ入りますが挙手をお願いいたします。

(「異議なし」と発言する者あり)

○塚口会長 皆さん,賛成のようでございますので,原案どおり可決いたします。

さて,戸田臨時委員及び富阪臨時委員におかれましては,生産緑地地区の変更に関する審議につきまして,御多忙にもかかわらず御尽力いただきましたこと,誠にありがとうございました。

それでは,御退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(臨時委員 退場)

計議第309号  
都企計第169号  
令和2年10月12日

京都市都市計画審議会会長 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路  
の変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路の変更（京都市決定）

都市計画道路中1・4・7号油小路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
自動車専用道路	1・4・7	油小路線	京都市伏見区竹田向代町川町	京都市伏見区横大路下三栖里ノ内		約4,480m	高上式	4車線	18.0m	京都市伏見区竹田向代町川町地内で自動車専用道路堀川線・久世橋線に接続 京都市伏見区横大路下三栖里ノ内地内で自動車専用道路京都大阪線に接続 (W= 18.0～30.3m)
			なお、京都市伏見区竹田向代町川町地内に出口1箇所を設ける。 京都市伏見区竹田西内畑町地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。 京都市伏見区竹田鳥羽殿町地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。 京都市伏見区横大路下三栖辻堂町地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。 京都市伏見区竹田青池町地内にジャンクションを設ける。	起点方向 出口 終点方向 出口 起点方向 入口 起点方向 出口 終点方向 入口 終点方向 出口 起点方向 入口 中央自動車道西宮線（名神高速道路）に接続						

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、都市計画道路1・4・7号油小路線と中央自動車道西宮線（名神高速道路）を接続することにより、自動車専用道路網を強化し、京都市中心部から大阪・滋賀方面へのアクセス性の向上を図るとともに、経路増加によるリダンダンシーの確保等により、都市の健全な発展に寄与するものである。

○塚口会長 次に、計議第309号議案を議題といたします。

この議案は、都市計画道路1・4・7号油小路線の都市計画変更に関する議案でございます。それでは事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、計議第309号議案について御説明いたします。

お手元の資料2-4「計議第309号議案 説明資料」を御覧ください。

はじめに、都市計画道路1・4・7号油小路線の概要について御説明いたします。

1・4・7号油小路線は、平成5年に都市計画決定され、伏見区竹田向代町川町を起点として、終点の伏見区横大路下三栖里ノ内に至る、延長約4.48kmの自動車専用道路でございます。

この度、図にお示ししている赤色の箇所において、名神高速道路と接続する「(仮称)京都南ジャンクション」を整備し、自動車専用道路網の強化を図るため、都市計画変更を行うものでございます。

次に、油小路線に関するこれまでの経過について、御説明いたします。

1・4・7号油小路線は、平成5年に都市計画決定され、平成20年に、油小路線を含む阪神高速8号京都線の上鳥羽出入口から第二京阪道路の巨椋池インターチェンジ区間が、開通しています。

平成28年には、ジャンクションの整備などを要望する、「京都高速道路に関する要望書」を京都市から国へ提出しています。

平成29年には、国から「近畿圏の新たな高速道路料金について」が公表され、その中で、油小路線を含む阪神高速8号京都線の一部をネクスコ西日本へ移管し、これに合わせて「(仮称)京都南ジャンクション」を新たに事業化する方針が示されました。

その後、平成31年には、油小路線を含む阪神高速8号京都線の一部が、阪神高速道路株式会社からネクスコ西日本に移管され、第二京阪道路へ編入されています。

続きまして、ジャンクションの整備概要・効果について、御説明いたします。

整備概要につきましては、名神高速道路の大阪・滋賀方面と油小路線の京都市内方面を接続し、相互乗り入れを可能とするものであり、京都市が都市計画決定のうえ、ネクスコ西日本が事業に着手いたします。

ジャンクションの整備による効果につきましては、名神高速道路と油小路線との接続により、一般道を経由することなく、走行できるようになることから、京都市内中心部から大阪国際空港などへのアクセス性が増し、利便性が向上することや、京都市内中心部と、大阪・滋賀方面との経路が増え、災害時の安心・安全の確保に寄与するものです。また、国道1号など、京都南インターチェンジ周辺道路の混雑緩和も期待できます。

次に、整備計画について御説明いたします。

こちらは、ジャンクションの接続概要を表した図でございます。南北の青色の線が油小路線を表し、東西の緑色の線が名神高速道路を表しています。赤丸の三角で示しているのが、これらを接続するジャンクションとなります。

接続の方向としましては、四方向全てを接続する計画ではなく、接続概要図のように、東西方向と北方向を接続する形となります。

名神高速道路の大阪や滋賀方面から来た車両が、油小路線へ乗り継ぎ、京都市内中心部へのアクセスが可能となり、また、京都市内中心部から油小路線に乗った車両は名神高速道路へ乗り継ぎ、大阪や滋賀方面へのアクセスが可能となります。

こちらは、現在の京都南インターチェンジ周辺の航空写真に、ジャンクションの車線を模式的に書き加えたものです。

赤色の線と青色の線が、新たに整備される道路を示しています。赤色の線は、名神高速道路の大阪や滋賀方面から油小路線へ乗り継ぎ、京都市内中心部へ向かう道路です。青色の線は、京都市内中心部から油小路線を経由し、名神高速道路へ乗り継ぎ、大阪や滋賀方面へ向かう道路を示しています。

続きまして、整備計画のイメージパースを御覧ください。

こちらは、京都南インターチェンジを南東の斜め上から見たパース図でございます。

次に、計画平面図を用いて御説明いたします。

黄色の着色部が、現在の油小路線の都市計画道路区域となります。そして、赤色の着色部が今回の変更で追加される都市計画道路区域となり、ジャンクションの道路部分となります。

次に、計画断面図を御覧いただきます。

こちらの図は、平面図における断面図①の位置において、南から北を見た、最も道路の幅が広がる箇所、料金所が設置される付近の断面図となります。

黒い線が現在の油小路線、赤い線が新たに整備を計画しているジャンクションの橋桁を示しています。

図面の左側が、北行きの京都市内方面へ向かう道路を、右側が南行きの名神高速道路へ向かう道路を示しております。

次に、名神高速道路の側道付近における計画断面図を御覧いただきます。

こちらは、平面図における断面図②の位置において、東から西を見た断面図となります。

次に、都市計画の変更について御説明いたします。

まず、「計画書」でございます。赤色の文字が今回変更となる箇所となります。主な変更としましては、一番下に記載しています「京都市伏見区竹田青池町地内にジャンクションを設ける。」と、その右の「中央自動車道西宮線（名神高速道路）に接続」を追記いたします。

また、「構造」のうち「車線の数」につきましては、平成5年の都市計画決定では定める項目ではありませんでしたが、現在の規定により計画書に定める項目となっていますので、今回、「4車線」といたします。

続きまして、「計画図」でございます。お手元の資料2-1「計議第309号議案 付図」の計画図を御覧ください。

資料2ページの図面は、名神高速道路との交差部付近の計画図、資料3ページの図面は鴨川付近の計画図となり、今回、油小路線に追加する区域を赤色で表示しております。

計議第309号議案の説明は、以上でございます。

本都市計画原案につきまして、都市計画法第16条第1項の規定に基づき、令和2年9月1日に公聴会の開催を予定しておりましたが、公述の申出がなく、中止いたしました。

最後に、法定縦覧及び意見書についてでございます。

資料２－３の「計議第３０９号議案 参考資料２」を御覧ください。

本都市計画案につきまして、都市計画報告第１７条第１項の規定に基づき、理由説明書を添えて、令和２年９月１１日から２週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出は１通ございました。

御意見といたしましては、工事完成後の懸念事項として「高い構造物により日照が損なわれることが危惧される。」「騒音・振動・粉塵及び電波障害等の影響が危惧される。」「土地、建物の価値が低下することを懸念する。」などの御意見を頂きました。

工事期間中の懸念事項として「近隣工場等からの搬出入車両の通行を確保することは可能か。」「近隣工場等の営業に支障はないか。」「名神高速道路側道の電線・電柱を名神側に移設できないか。」などの御意見を頂きました。これらの意見に対し、本市といたしましては、事業者であるネクスコ西日本に対し、周辺の皆様の懸念事項や要望等をお伝えし、適切に対応するよう要請してまいります。

また、ネクスコ西日本からは、今後、詳細な測量・調査・設計を行う中で、周辺への影響が少ない計画を検討するとともに、工事の際には安全管理を徹底し、周辺の皆様に対して十分配慮しながら対応していくものと聞いております。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○塚口会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明いたしました計議第３０９号議案につきまして御意見、御質問はございますでしょうか。順番にさせていただきます。しまもと委員、それから山岸委員、樋口委員、お手の挙げた順番に沿って進めさせていただきます。

それでは、しまもと委員お願いします。

○しまもと委員 よろしく願いします。

この件に関しましては、私どもも従前からずっと求め続けておりましたものでありますので、当然、大変喜ばしくありがたく考えておるもので、それに伴う都市計画の変更であります。これはしていただかねばという認識であります。質問が何点かあります。まず１点目は、南方向との接続がない部分に関しましてはどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○塚口会長 事務局，お答えください。

○事務局 南方向からの接続につきましては久御山ジャンクションがその役割を果たしておりますので，今回の計画は市内中心部との接続を図る形にさせていただいております。

○塚口会長 しまもと委員，どうぞ。

○しまもと委員 この計画と久御山ジャンクションの間の部分について，いろいろな声も将来的には出てくるかもしれませんが，これで大分，改善されるはずだと思います。

それと2点目は，パース図なり，計画平面図等を見させていただきまして，そんなに複雑な構造でもないし，実際に走って見ないと分からないですが，特に安全性の問題に関しては大丈夫かなど。しかし，大山崎ジャンクションは，かなり狭い面積のところ，かなり複雑なものを作ってしまったんだなど。いろいろ事情があって致し方なかったのかなと思いますが，走り慣れておられる方は，例えば京都縦貫道から名神高速方面なり，京滋バイパス方面に，さっと行かれるけれども，いくら最近カーナビゲーションがあるといっても，あまり御存じない，たまのレジャーにしか乗られない方なんかは，分岐のところはかなりゆっくりして，逆に危ないというようなことがよく見受けられます。また，間違っ入ってしまったら，かなりきついカーブを曲がり切った瞬間に名神高速はこっち，大阪方面はこっちとなり，うわあ，こっちかいなというようなことになっているんですね。大山崎ジャンクションはもう出来上がってしまった以上，あとはいろいろな安全対策をやってもらうしかない。例えば，カラーに塗って大阪方面は最初からもう赤いところに乗ってとか，何かそういう方法で考えていかないとしょうがないのかなと思っておりますが，いまだに何も対策を打たれてはいないようですけれども，この計画がそういったことにならないのかどうか。複雑性とか安全性とか，その辺が大丈夫かどうか，市としてはどのようにお考えでしょうか。

○塚口会長 事務局，お答えください。

○事務局 ただいまの御質問に関しまして，計画の構造は道路構造令に基づいて設計，計画をしております。形につきましては，カーブの曲がりや縦断勾配ですとか，

そういったことについては当然、構造令を満足する形になっています。今後の設計等の中で、しまもと委員からの御質問にございました交通安全対策、例えば標識の位置をどうするかとか、路面標示をどうするかといった交通安全に関することにつきまして、交通管理者としっかりと協議をしまいにしまして、皆さんが迷うことのないような形で安全なジャンクションとなるように計画を今後、進めていきたいと考えています。

ネクスコ西日本が事業をいたしますので、京都市からは当然その辺をお伝えするとともに、交通管理者との協議については、我々も都市計画をしたから終わりというのではなくて、しっかり見ていきたいと考えております。以上でございます。

○塚口会長　しまもと委員、どうぞ。

○しまもと委員　今後、ネクスコ西日本などと協議されるということですが、そのとき、ここでは関係ない話ですけれども、ついでに大山崎ジャンクションについてもそういう意見もありましたぐらいのことをお伝えください。当然、耳に入っておられると思いますけれど、かなりいろいろな事故が起こっているようですから、そういうことがないようにお願いします。

それと、ちょっと専門的なことで、建設局にも依頼していることですが、大型特殊車両の通行に関して、全国の路線図をいろいろ取り寄せて、ずっと調べておりまして、いろいろなところからの御要望を私も聞いています。その中で、いわゆる阪神高速は、基本的に全て2.5メートルの幅までの造りで許可もしていない、ほかの高速道路は条件によって特殊大型車両、3メートルまでオーケーとかになっています。こういった特車の通行許可制度は、渋滞のこととかいろいろなことも考えねばならないですけれども、そもそも橋梁とか構造物の能力を適正かつ最大限に活用して、産業物資や生活物資、災害時における緊急物資、そういったものを効率的に輸送して、いわゆる経済活動や人々の生活を支える国の基幹事業として、もっとスポットライトを当てていかなければならない時代にどんどんなっているなど思っております。阪神高速はそういった状態でありましたけれども、調べましたらちょうどネクスコの名神高速などで、従来は3メートルまでだったのが12月1日から規制緩和で、3.3メートルまでオーケーになるわけですね。市の管理する稲荷山トンネル

へ入っていただく部分も前から要望を出させていただいておりますが、ちゃんとこの間の名神高速から接続する部分等も通れるようにしていただき、ここまで大型車両が来て、ここからは駄目だと、稲荷山トンネルまで一旦下りなければならないことがないように、その辺をスムーズに、シームレスに行くようにちゃんとしていただけるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○塚口会長 事務局，お答えください。

○事務局 大型特殊車両の通行に関する御質問かと思えます。

今、お話がございました名神高速の3メートルという幅が緩和されるということは知らなかったですけれども、3.3メートルまで広がるということでございます。京都市で管理しております稲荷山トンネルにつきましては、今、御案内がございましたように幅2.5メートルで高さ4.1メートルという阪神高速の指定が残った状態になってございます。その点につきましては、このコロナの関係もございまして、物流の重要さがさらにクローズアップされているところでございますので、そういった大型特殊車両が高速をそのまま通行できることによって、一般道への負担もさらに減るのではないかとということもございまして、国が重要物流道路というような指定もしておる状況でございますので、そういったニーズと申しますか、緩和は進めていくような流れになってくるかと思えます。

稲荷山トンネルにつきましては、今、御要望も頂いておりますので、幅2.5メートルの高さ4.1メートルを緩和する方向で関係機関、また交通管理者の方と協議させていただいている状況でございます。構造上は、それ以上の幅でも通れることを確認させていただいております。具体的な数字は特殊車両の条件によって多少異なりますので申し上げられないですけれども、2.5メートル以上のものが通行できるような形で検討しています。第二京阪につきましては、ネクスコ西日本が管理しておりますので、その辺についても、そういった御要望があると申し伝えさせていただきます。また、ジャンクションができますと、一体的に利用できるような形になりますので、ずっと高速道路を利用して特殊車両が通れるような形でできればということで伝えていきたいと考えております。以上でございます。

○塚口会長 しまもと委員，どうぞ。

○しまもと委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

最後におっしゃいました部分も、市で都市計画を決定していただいて、こういったジャンクションも造って、稲荷山トンネルも通れるとなると、もともとネクスコが管理している第二京阪の巨椋池までは通れるのですが、結局今まで阪神高速が管理していた部分、いわゆる巨椋池から京都市に移管したところまでが、ここもネクスコの管理になっていますが、結局ここだけがずっと通れず、名神高速とか稲荷山トンネルとかは通れる結果になってしまう。

要望ばかりで本当に申し訳ないですけれども、ここの部分だけが何か通れないとなると、これはこれでちょっと不便なことにもなりますので、今、そういう話をする場ではないかもしれませんが、ぜひ市からもこういった要望、今回の都市計画に関係することですので、要望として、ぜひネクスコにしていきたいと思えます。よろしくお願いします。

また、名神高速が3.3メートルまで、この令和2年12月1日より許可することを御存じなかったということですから、私、資料を取り寄せましたので後でお渡ししますし、ぜひ御参考にしてください。よろしくお願いします。

○塚口会長 それでは次の御質問に。山岸委員、どうぞ。

○山岸委員 確認ですけれども、今回のジャンクションをされるということですが、先ほどの説明と少し重なるかも分かりませんが、これまでの経過及び今後のスケジュールについて、今後のスケジュールについてはネクスコ西日本ということになるので、どこまで御存じか分かりませんが、その辺についてお尋ねしたいのと、その中で、ネクスコ西日本なのか本市なのか、分かりませんが、地元へ説明する機会がこれまであったのかどうか、今後あるのかどうか。その辺りもお伺いいたします。

○塚口会長 事務局、お答えください。

○事務局 これまでの経過と今後のスケジュール、それから完成予定と地元説明に関する御質問かと思えます。

まず、これまでの経過でございますけれども、資料にある部分を少し補足させていただきます。

まず、平成15年12月に開催されました第1回国土開発幹線自動車道建設会議において、当該ジャンクションが計画区域とされております。また、平成28年7月と12月に、京都高速道路と名神高速道路との接続ということで国への要望をこちらから実施させていただいております。それから、平成29年3月にネクスコ西日本が国土交通大臣から事業認可を受けているという状況でございます。

その後、都市計画の説明等を令和2年1月に地元説明会として素案の説明や事業概要等について竹田小学校で説明させていただいております。それから、令和2年8月に都市計画の原案説明会を同じく竹田小学校でさせていただいております。

今後のスケジュールにつきましてですけれども、都市計画決定後にネクスコ西日本が事業着手ということで測量・設計等を行っていくと聞いております。

事業につきましては、概ね10年以上はかかる事業であると聞いておりますけれども、今後の現地調査や設計等を踏まえまして、今後判断していくことになろうかと思っております。

地元説明会につきましては、測量・設計を通して一定の計画が出来上がった時点で改めてさせていただくという流れで考えているということでございます。

工事の実施前、また計画を立てた上で、工事計画も含めまして説明会を行いたいとネクスコ西日本からは聞いております。以上でございます。

○塚口会長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○山岸委員 過去2回ほど地元説明会があったと先ほど伺いましたけれども、その際に住民の方からどのようなお声があったのかだけ御紹介いただけますか。

○塚口会長 事務局、どうぞ。

○事務局 これまでの地元説明会での主な御意見でございますけれども、まず第二京阪道路を造ったときの経過等も踏まえて御意見を頂いておりますけれども、ジャンクションの整備によりまして、粉じんとかが周辺に飛ばないようにということで高い囲いといいますか、塀を設置してほしい、環境対策をしっかりともらいたいという御意見がございました。また、ジャンクションの整備をすることによって油小路通の渋滞が緩和するのかですとか、南インター周辺の交通量が多少減るのかというような御質問がございました。また、工事の際、周辺に工事車両がたくさん通ると

ということですので、工事中の御懸念をしておられる御意見がかなりたくさんございましたので、その場では説明会を開かせていただきまして、計画についてしっかりと御説明いたしますと回答いたしております。以上でございます。

○塚口会長 山岸委員，どうぞ。

○山岸委員 先ほど御紹介があった意見書にも、竹田小学校で説明会のときに出された御意見と同じようなものが含まれていたかと思えます。この意見書の取扱いについて、先ほどの周辺の皆さんの懸念事項や情報等をお伝えして、説明会をするというふうなお話もございました。そういう形で私ども、地元の皆様のいろいろと懸念されていることとか情報とかを本市としてしっかりとネクスコ西日本様へお伝えいただいて、スムーズに工事が進むような形で、地元の方もそれで御納得いただけるような形でぜひとも進めていただきたいと思いますし、あと、この意見書については提出者の方にネクスコ西日本から回答がなされるものかどうか、その辺についてお尋ねいたしたいと思いますが、どうでしょうか。

○塚口会長 事務局，お答えください。

○事務局 意見書についての回答でございますけれども、今すぐ回答するようなものではないと思っております。今後、測量や調査をする中でこういった御懸念に対して、数字的なものとか、根拠を持って改めて説明されることになろうかと考えています。

その辺りにつきましては、また地元の皆様にも同じような形で御説明させていただくことになると思っております。以上でございます。

○塚口会長 山岸委員，どうぞ。

○山岸委員 地元の皆様の御協力なくしてこうした工事は進められないと思いますので、ぜひ丁寧に進めていただくようお願い申し上げます。

○塚口会長 では樋口委員，どうぞ。

○樋口委員 事前に少し話をお聞きしましたら、総事業費が300億円ぐらいという話をお聞きしました。この事業費に関して、京都市や国の負担が生じるのでしょうか。

○塚口会長 事務局，お答えください。

○事務局 この事業費につきまして京都市の負担はございません。また、国で負担されるということも聞いてございません。

○塚口会長 樋口委員,どうぞ。

○樋口委員 それと交通量の予測ですけれども,市内への車の量,入ってくる量が増えることにはならないでしょうか。

○塚口会長 事務局,どうぞ。

○事務局 こちらのジャンクション整備につきましては,ネットワークをつなぐことが主な事業でございますので,どこかへ行き先を伸ばすというものではございません。今まで第二京阪を利用されていた方とか,名神を利用されていた方とか,それから南インターを下りられて一般道で市内へ入っておられた方とか,こういった方が利用されるのではないかと考えておりますので,新たに総台数が増えるということとは考えてございません。

○塚口会長 樋口委員,どうぞ。

○樋口委員 京都市としては,総量としては変わらないのではという見解だと思うんですけれども,先ほど紹介しましたように,300億円というかなり大型の事業でありますから,ネクスコがそれだけの事業費を回収しようと考えますと,交通量が増えることを前提計画を作っているのではないかと考えるんですけれども,その辺りはいかがでしょうか。

○塚口会長 事務局,どうぞ。

○事務局 申しましたのは,南インターで下りられて市内に入られる方は今も第二京阪を利用しておられませんので,その方が第二京阪を利用されるということは,その方の利用料は当然入ってくると考えております。また,市内から名神を使われる方も同じですけれども,幾らという試算はネクスコがしているとは思いますが,本市ではそこまで把握はしておりません。第二京阪の利用者は多少増えるのですが,京都市内へ流入する台数が増えるということではないと考えております。

○塚口会長 樋口委員,お続けください。

○樋口委員 高速道路に乗る距離が増える分だけ事業費が上がる,収入が増えるという,そういう見立てではないかという話がありましたけれども,ただ,それだけで

本当に300億円という大型事業に見合うのかなと私は疑問を感じるところです。

また、先ほどから御説明がありますように、高速道路で少なくとも市内中心部へのアクセスが良くなるというものであります。

京都市の施策、少し考えてみますと、自動車の分担率を減らして公共交通の利用を促進しようという方針を持っています。こうした取組の1つとして郊外に駐車場を造って、パークアンドライドで市内への自動車の流入量を減らそうという取組をこの間、してきています。私、大変大事な取組であるなと思いますし、ぜひともそういった施策で積極的に進めていただきたいと思っています。ところが、そう考えるときに今回の事業はどうかというと、こうした取組とは反する方向にあるんじゃないかと、このように感じるんですけどもいかがでしょうか。

○塚口会長 事務局、お答えください。

○事務局 京都市の施策の1つであります、歩くまち・京都総合交通戦略のお話かと思えます。歩くまち・京都の総合交通戦略の中で幹線道路につきましては、車を通しまして、渋滞しないように車を流すことによって細街路へ車が入らない、安全に歩いていただけるという形の理念かと思っております。今回の事業は、市内中心部へのアクセスが良くなるということですがけれども、量が増えるということでは当然ございませんし、幹線道路の車をスムーズに流すことが目的であり、歩くまち・京都総合交通戦略と相反しない事業であると考えております。

また、パークアンドライドのお話もあったかと思えますけれども、こちらにつきましては、鴨川西インターの下にも駐車場がございまして、そちらへの誘導もありますので、その点でこの事業によって歩くまちを否定するものではございません。

また、日常、これを使われる方はトラックの方とか事業者の方とか、そういった物流を担う方や仕事で車を使われる方が頻繁に使われると考えておりまして、パークアンドライドは、主に観光客の方が使われるということですので、この計画がそこへ車を呼び込むということはないかと考えております。以上でございます。

○塚口会長 樋口委員、どうぞ。

○樋口委員 使われるのは事業者の方で、マイカーのところには影響はあまりないのではないかとといった御認識だと思うんですけども、私は道が便利になる、それ

は当然マイカーの方にとっても便利ですから、それを利用することを想定されると思うんですね。鴨川西のところにはパークアンドライド用の駐車場もありますという話もありましたけれども、それよりも郊外にもありますよね。京都市も造っていますけども、そういうところにしっかりと造っていく、あるいは上鳥羽にもインターチェンジがありますからそういうところに造って行って、そのまま中心部へ行ける。こういうこともありますから、こうした事業が、これまで京都市が進めてきている、車の分担率を減らしていきましようねということとは少し違うなと私は感じざるを得ません。

車を幹線道路に流していくという話もありました。それはそれで一つの考え方かもしれませんが、車の総量そのものを減らしていくことは環境対策の非常に重要なことだと思うんですよね。車の量が多いから道路を広げていく、便利にしていくという考え方はもう、少し時代としてはね。そうではなくて、車そのものを減らしていこうという立場で、社会全体として今、目指すべき方向なのかなと感じていますから、そういった施策をしっかりと推進する必要があるなと感じています。以上です。

○塚口会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは川崎委員、どうもお待たせしました。

○川崎委員 現状の道路、これができる前に交通が流入している道路にすごく大きな負担がかかっていることが、今回のプロジェクトが必要となった原因だと思います。それは交通渋滞という問題もそうですし、都市計画の中でも交通渋滞が起こることによって、この周辺は持続可能な都市構築プランの考え方で、例えば職住近接型のまちづくりのための住居とか、そういうものが張りつかず、今は郊外型の車利用を中心としたレストランや大型ショッピングセンター的なものしか建ち並んでなくて、非常に環境的な負荷が大きい状態です。そのために、土地が有効に住居とかへ転用できなくなっている可能性があり、今回、高速道路を接続することによって、特に油小路線の場合はらくなん進都など、産業を中心としてまだ余裕があるわけで、油小路通の分担を減らすことができます。そういうことによって、このプロジェクトでどのように都市計画が良くなるのかという見通しの元に恐らく、都市サイドと

してはこの都市計画の受け入れを理解していかねばならないということだと思っています。それからもう1つ、ただいま御説明いただいた今回、都市計画道路区域に当たる部分は、現状の高速道路とほぼ基礎部分が一体化され、張出を別途設けて、床版部分を連続させてるわけですけど、この位置からいくと、今回出来上がる道路は鴨川の非常にパノラマのある広がりがよく見える位置に来ていますので、これが全部、柱が四、五メートル、それから防音壁がつけば下の道路からいけば10メートル以上の壁が出来上がることとなります。出来上がったときに、それが非常に大きく見える形になりますのでぜひ、京都の玄関口ということで、ネクスコさんは景観検討の部会も持っておられると思いますので、京都市サイドからも、大きな道路構造物が圧迫感を持たないような形のデザイン、軽い感じのものにさせていただいて、防音壁なんかもできるだけ透明のガラスを使うなど、いろいろな方法があると思いますので、景観に関する検討もしっかりしていただくことは要請していただいたほうがいいのかと思います。以上です。御答弁いただかなくて結構です。

○塚口会長 ほかに御発言はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは御意見、御質問も出尽くしたようでございますので、ただいまの計議第309号議案について原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。御異議ございましたら、恐れ入りますが挙手を願います。

(反対者 挙手)

○塚口会長 異議のある委員がおられるわけですがけれども、この異議は議案に対する反対でしょうか、それとも議決することに対する反対でしょうか、どちらでしょうか。

○樋口委員 議案に対する反対です。

○塚口会長 はい。分かりました。

それでは、議決することに反対ということではないようでございますので、まず議決することについてお諮り申し上げます。

それでは、議案の議決をいたします。計議309号議案につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。人数を数えてください

(賛成者 挙手)

○塚口会長 それでは賛成の方は。分かりました。

出席者 25 名のうち、議案に賛成である委員が 22 名であり、過半数となりました。したがいまして、計議 309 号議案につきましては賛成多数をもちまして原案どおり可決いたします。

以上で、議案の審議は終了いたしました。

○塚口会長 それでは、報告案件が3つございます。

まず、「京都市都市計画マスタープランの見直し」についての報告がございます。事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、「京都市都市計画マスタープランの見直し」につきまして、9月10日に今年度、第2回目となる「都市計画マスタープラン部会」を開催しましたので、御報告いたします。

お手元の「報告案件 説明資料」を御覧ください。本資料は、都市計画マスタープランの見直しに向けて、第2回の部会で御説明した資料でございます。

お手元の資料1を御覧ください。「第1回部会を踏まえて」でございます。

第1回の部会では、平成24年に策定した現行「都市マス」の見直しの考え方として、「持続可能な都市構築プラン」や次期基本計画を踏まえるとともに、時代の潮流やコロナ社会への展望も捉え、資料にも記載の「より持続性の高い都市構造への再構築」「地域の特性とポテンシャルの活用」「人々の暮らしや活動の支え」の観点から大変貴重な御意見を頂きました。

そこで今回、第2回の部会では、資料の下段のところがございます「都市の将来像・都市計画の方針の拡充」と、「方面別の指針・政策ブリッジの検討」の2つのテーマについて、前回頂いた御意見を踏まえ、資料を整理したうえで、更に活発な御議論を賜りました。

1枚おめくりいただき、資料2を御覧ください。「京都市や都市計画に関連する動向」といたしまして、「定住人口」や「住環境」、「昼夜間人口」、「産業・働く場」などに関するより詳細なデータを追加しておりますが、本日は時間の関係上、個々の説明は割愛させていただきます。

続きまして、お手元の資料3「都市の将来像・都市計画の方針の拡充について」を御覧ください。

上段に記載している現行「都市マス」の目標とする都市の姿をベースとしつつ、今回、拡充に向けて検討したいポイントを下の段に、4つの領域に分けて整理し、お示ししております。

まず一つ目、左上の「人口確保・都市の構造・都市圏」では、市域全体の持続性、

周辺部の魅力向上,多様な地域の拠点の活性化を図るため,例えば,大学等の卒業後も京都で働き,子育て世代も住み続けたい都市を実現するための考え方や,都市圏の核として広域的な観点で近隣都市と連携していく視点などが重要と考えております。

二つ目,左下の「住む場所・居住環境」では,特に子育て・若者世代に選ばれる居住環境や多様性のある京都らしい居住環境の創出に資する方針などが重要ではないかと考えております。

三つ目,右下の「産業・働く場」では,地域経済の活性化を目指し,産業用地や産業空間の確保・創出とともに,伝統や文化など京都の強みをいかした産業形態やスタートアップの支援,新たな産業ニーズにも対応できる方針などを検討する必要があると考えております。

最後に四つ目,右上の「新たな時代の暮らしと営み」では,多様な価値観への対応を図るため,日常の徒歩圏での「職・住・学・遊」の充実や,地域資源をいかしたまちづくり,ウォークアブルなまちづくり,オープンスペースやグリーン・インフラの充実などが重要な視点ではないかと考えております。

そこで,中央にまとめております五つの総合的な観点,すなわち,①「保全・再生・創造」のまちづくりと京都の強みや課題,可能性,②「多様な周辺部,各地域の拠点」の魅力向上と活性化,③「職住共存」「職住近接」のまちづくり,④「京都都市圏」の視点と近隣都市との関係,⑤「コロナ社会」への展望,より安心・安全で豊かな暮らしといった切り口からも御議論いただいております。

続きまして,お手元の資料4「方面別の指針・政策ブリッジの検討について」を御覧ください。資料の左上に記載のとおり,現行の「都市マス」では,市域全体を俯瞰し,政策分野・都市機能別に,都市計画の方針を策定しておりますが,今回の見直しの目的の一つといたしましては,市域全体を方面ごとに区分して,それぞれの将来像や方向性を分かりやすく整理すること,そして,これまで以上に行政,市民,事業者が協働したまちづくりを推進したいと考えております。また,多様な手法・取組を組み合わせたアプローチを意識し,より即地的,総合的な方針として策定してまいりたいと考えております。

資料中央を御覧ください。まず、各方面の設定につきまして、想定する範囲を赤い点線のイメージでお示ししておりますが、市内の各行政区をまたいで、地形や土地利用の状況等のほか、市内外へ伸びる鉄道や道路のつながり、拠点エリアのまとまりなどを考慮し、五つの方面としております。

方面ごとの箱書きには、ごく簡単に、それぞれの特徴や課題等について記載しております。また、下の表では、持続可能な都市構築プランで区分した各エリアについて、今回想定している五つの方面ごとにくくって、その対応関係をまとめております。

このように、方面ごとの現状や課題、市域全体での位置付け、ポテンシャル、地域資源、将来性などを踏まえながら、実効性の高い方針を検討してまいりたいと考えております。

資料の右側を御覧ください。現行の「都市マス」には、お示しするとおり、「土地利用」分野のほか、都市計画に関連する「歩くまち」や「景観」「道路」「防災」といった政策分野ごとの方針を掲げておりますが、これらに加えて、産業や商業、子育て、福祉、大学といったソフト的な視点も交えながら、これら関連施策との連携を強化できるよう検討してまいりたいと考えております。

なお、資料の右下には、全国的な動向の一例として、ウォークブル・シティやグリーン・インフラを掲載してございます。

以上の御説明を踏まえ、委員の皆様から貴重な御意見を頂きましたので、その主な内容について御報告させていただきます。

まず、「住む場所」については、「住戸の狭い本市では、地域の中に生活を補う機能を充実させるなど、京都らしい居住環境をつくることが重要」といった御意見や、「市内でファミリー向けの住宅供給が限られる一方で、大規模開発が旺盛な周辺都市へ人口が流出している状況があり、周辺都市との関係も踏まえた検討が必要」といった御意見を頂きました。

また、「働く場」については、「京都はクリエイティブ産業やコンテンツ産業などのポテンシャルが高い一方で、それらの活動の場の提供が弱いため、就職先や産業ニーズの受皿づくりが重要」といった御意見や、「京都市内にも高速道路のインタ

ーチェンジがあり、物流施設のニーズを受け止められないのはもったいない」といった御意見も頂戴いたしました。

また、新たな時代の「職住近接」について、「コンテンツ産業などの新産業はテレワークとの親和性も高く、コロナ時代の京都らしい「職住近接」のまちづくりにつながる」といった御意見や、「製造業が多いエリアなどでも、住宅と相互に調和した新たな形態も考えられないか」といった御意見を頂きました。

次に、「都市圏」の視点については、「近隣都市とは、単に奪い合いの関係ではなく、機能分担という考え方も大事」といった御意見を頂きました。

また、「方面別指針」の検討に当たり、「北部や都心部など、守るべきものをしっかりと守りながらも、人口確保と産業活性化の観点から、特に市内の南部、西部、東部の課題への的確に対応し、しっかりと伸ばしていくことが必要」といった御意見や「方面間の有機的なつながりをつくっていくことが大事」といった御意見を頂きました。

さらに、「コロナ時代」の展望、これからの「暮らしと活動」について、「これからはウォーカブルであることがこれまで以上に重要」、「都市計画においても健康がキーワードになる」といった御意見や「これまで受け継いできた京都ならではの暮らし方や伝統文化、環境の取組の重要性がコロナ禍で再確認された」といった御意見を頂いております。

最後に資料5、今後のスケジュールでございます。前回、御提示したのものから変わってございませんが、今後、部会での御議論や市民意見募集を経て、本審議会で御審議いただいたうえで、来年度の見直しを目指してまいりたいと考えております。

事務局からの報告は以上でございますが、川崎部会長から補足などがございましたら、お願いいたします。

○川崎部会長 この部会は前回もですけど、30分以上は必ず延長になるという、白熱した議論が取り交わされる部会ですけれども、ただいまの御説明にありましたように、京都全体のバランス、中心部、北部、それから南部も含めて、足腰が強くて、しかも京都の魅力をできるだけ徹底的にいかせるところを伸ばそうということで掘り起こしを行っているわけです。そのためにデータがたくさん出ているわけです。

けれども、その中でクリエイティブ産業を中心にしっかりとした、スマートシティという環境も整えてしっかりとしたものをポテンシャルとしてつくっていかう。でも、それは今まで出てきつつある都市の計画の中で、一般的に工業団地とか副都心計画とか学術都市とか、いろいろな要望があるんですけども、そういうものを更に一新したうえで、その京都の魅力をそこに打ち込んで、それをできる限り職住共存であって、職住近接であって、産業と住まう、普段の生活と一体的に考えていかねばならないということを議論します。特に、今回の部会では他都市との、今回御説明は時間の限り、省いておられますけれども、資料は後で見ていただいたら分かると思うのですが、他都市との比較が非常に多く出てきます。他都市、近隣都市、例えば長岡京市や向日市や、いろいろなところがありますけれども、そういうところとの間で、都市全体を考えたときに行政区域・境界みたいなものをある程度越えて、一つの圏域として成り立っているところもたくさんあります。それを機能分担しながら全体の展開を、活力ある都市をどういうふうに健康体として形成していくのかなという、そういう都市構造をまず考えていかう。それで資料4のところ、これは鉄道駅などを中心とした、拠点を中心とした全体像ですけど、それをもう少し大きく分かりやすく圏域ごとに捉えて、さらに、ここからもう一度深掘りしていかうというところなので、何重にもこう深掘りしながらその地域を見ていかうと。その中でウォークブル・シティとか最近のグリーン・インフラとか、いろいろなものも含めて、サンサ右京なんかもそうだと思いますけれども、グリーンと環境とそれから産業と、それから住まいの在り方、防災、この辺りも含めて総合的に見ていかうというのがこの部会のテーマです。以上です。

○事務局 川崎部会長、ありがとうございました。

部会委員の方々には、大変有意義な御議論、御意見を頂き、ありがとうございました。今後も持続可能な都市の構築に向け、検討を重ねてまいりますので、引き続き、様々な視点から御意見を賜りますようお願いいたします。

なお、部会当日の会議録につきましては現在作成中でございますので、整い次第、都計審委員の皆様にも御送付のうえ、別途、本市ホームページにおいて公開してまいりますと考えております。

事務局からの報告は以上でございます。

○塚口会長 ただいまの報告につきまして御意見、御質問がございましたら。はい、しまもと委員,お願いします。どうぞ。

○しまもと委員 すみません,よろしく申し上げます。

基本的には今までの歴史的な方策を引き続き少しずつ進化させておられるのかなど,引き継いでおられるのかなという感じですがけれども,本当に地元のことばかりお話しして申し訳ないですけども,常々申しておりますのは,言葉は悪いですがいわゆる京都における南北格差というようなことが言われているところもあります。北部ほど文化,芸術,そしてまた,たまたま都市計画局長も南区にお住まいなのでよく御存じかもしれませんが,住環境が非常に北に行くほど良く,南部に行くほどどちらかということには持続可能な都市構築プランの中のいわゆるものづくり産業集積エリアになって,いわゆる工業地域,準工業地域等々がありまして,環境等も大分違うところもあり,そしてまた,片やたくさん,多くの大きな会社が今までもありますし,法人税等,これは行財政局のお話かもしれませんが,税金等は南部が非常にたくさん出ているんじゃないかなと,それを結構北部に投下されているんじゃないかなというような話も多々,これは数値的なベースもまだ,これは細かくは計算できない,以前も議会で議論しましたけれども,なかなかそこまでは分からないということですが,やはり,どうもそういったことがあるんじゃないかなと思っておりますが,そういったことは,これからも同じようなことがしばらく続くのかなとも思いますけれども,例えばこの資料4の中で一番左下の表の中,ものづくり産業集積エリア,南部,南とか伏見とか,らくなん進都,横大路,久世,吉祥院,久我,羽東師がそういったところに指定されておりますが,柔軟にこれから考えていただいて,私も個人的には地元のことでずっと訴えております。例えば,この吉祥院が真ん中に書いてありますが,ここの西大路十条辺りまで,昔は大きな民間工場で,ここがこの地域が幾ら工業地域,準工業地域といっても産業の空洞化でなかなか,そういった大きな工場が立ち退いた跡の大きな土地が,ここでも1つ問題となっている,1万坪の更地のままで何年かな,10年近くたつんじゃないかな,お願いしておいて,地域としては何とかしていただきたい。これが地域の発展というよりも地域の

衰退に正直な話、環境面でも衛生面でもいろいろな面につながっているんじゃないかと。これは民間の土地ですから、そういったところもあるわけでありまして。こういった都市計画等から根本的にまた考えていただいて、何かを誘導していただくなり、住環境やまた賑わいを創出していただくなり、そういったことも考えていただかねばならないかなど、南部の代表ですけれども、そういうふうにも思っておりますが、その点、何か見解なりお考えなりがあれば参考までにこの場でお聞かせいただきたい。今すぐにどうして欲しいということは、これは解決はないと思います。将来的にはちょっとずつその辺も考えておいてくださいよというような意見ですけれども、もし何かありましたら御答弁、お願いいたします。

○塚口会長 どちらから、どうぞ。お願いします。

○事務局 ありがとうございます。今、委員からございましたように、特に南部を含む周辺部について、持続可能な都市構築プランを経て、今回の都市計画マスタープラン部会においても、しっかり議論させていただいております。

持続プランのときに見てきたとおり、人口減少・少子高齢化が進展する中で、保全・再生・創造、この基本的な土地利用は当然変わりませんが、そのうえで市内の周辺地域をどういうふうにしていくか、都心部だけでなく周辺部も含めて持続性を高めていくという視点で検討を進めております。

今回、この資料4にもございますように、特にこの周辺部を含めたエリアについて、地域ごとの将来像、方向性を分かりやすく示していきたいと考えております。

そのことによりまして、先ほど委員からございましたように、例えばものづくりのエリアで、地域や周辺との関係性も踏まえながら、どういうふうにしていったらいいか、いろいろな手法や取組の組み合わせなど、バリエーションを持って展開できないか、より即地的に議論を進めてまいりたいと考えてございます。

○塚口会長 よろしいでしょうか。

○しまもと委員 よろしく申し上げます。

○塚口会長 ほかに。平山委員、どうぞ。

○平山委員 私からは1点だけ申し上げたいんですけれども、今回、都市計画マスタープランという形でそれを見直すと。その意義に関してはお伺いしましたし、ま

た、ただいま事務局から御説明があった、そして川崎部会長からも御説明があったという形で、京都の魅力をしっかりと発信していく、そういった都市計画にしていくなで、そういった思いが分かったわけですが、私、資料4を見ておまして、地元の話で恐縮ですが、私も東山区ですけれども、これ、東山区は都心部に、このエリアでは位置付けられているんですね。広域拠点エリアというような形で、歴史的都心地区周辺になるんでしょうか、そういったところであろうかなと思うんですが、そういった意味において、今回この都市計画マスタープラン、これを見直していく、人口減少に打ち勝っていくんだ、そういう思いの中、東山区は20年前、30年前と比べて本当、人口が半減とまでは言えませんがそれに近い形で減っているわけなので、私としても極めて危機感を持っているわけですので、そういった視点も大切にしながら、都心部だから東山は大丈夫だろうと、そのように思っていたら、もうえらいことございまして、様々なデータも付けていただいておりますけれども、実際に人口は減ってきている。そういったところも念頭に置きながらこういった見直しのプランを練っていただきたいのと、今、いろいろ話題になっておりますけれども京都市、財政が悪いわけですね。これは市長も先日おっしゃっていました。歳出と歳入のバランスが悪いわけですが、そういったときに歳入を増やしていかなければならないことを考えたときに、この京都の魅力をしっかりといかして、稼ぐ力といたらいいでしょうか、やはり法人税だったりそういった担税力の強化を図っていくような、それが都市計画のどこら辺に位置付けられるのかはありますけれども、そういったことを念頭に置いて人口減少に勝っていく、そして担税力の強化というか、歳出面の強化、そういったことを背景に持つてこの都市計画マスタープランの見直しにつなげていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。何か御答弁があれば。

○塚口会長 事務局、どうぞ。

○事務局 ありがとうございます。今、委員からございましたように人口が減少しているようなエリアなど、いろいろな課題を見ながら検討を進めております。特に、京都におきましては、都心部でも個性的な地域や、いろいろな課題を抱えておられるということもあります。それらは地域と地域がつながって、この方面を形成して

いると考えておりますので、方面を一律に言葉として言うのは難しい部分もありますが、ミクロ・マクロの両面の視点から見ながら、都市全体として持続可能なものとしていけるよう検討を進めてまいりたいと考えています。

○塚口会長 よろしゅうございますでしょうか。

○平山委員 はい、ありがとうございました。

○塚口会長 ありがとうございます。

ほかに、何か御発言はございますでしょうか。

御意見、御質問も出尽くしたようでございますので、京都市都市計画マスタープランの見直しについての御報告をここで終了させていただきます。

続きまして、「京都市市街化調整区域における地区計画運用基準」改定案に関する市民意見の募集について御報告がございます。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「京都市市街化調整区域における地区計画運用基準」改定案に関する市民意見の募集について御報告いたします。

配布資料は、「報告案件2 説明資料」のほか、別紙として、市民意見募集の冊子（案）をお配りしております。

それでは、「説明資料」を御覧ください。京都市では、これまでから、市街化調整区域における集落等の良好な住環境の保全・形成等を図るとともに、地域の活性化等に向けた住民によるまちづくりの支援を目的として、「京都市市街化調整区域における地区計画運用基準」に基づき、地区計画制度を運用してきました。

人口減少・少子高齢化の進行といった課題があるなか、平成31年3月に「京都市持続可能な都市構築プラン」を策定し、市街化調整区域を「緑豊かなエリア」と位置づけ、持続可能な都市構造を目指した地域の将来像を示し、市民・事業者の皆様と行政による協働のまちづくりを進めていくこととしております。

このような状況を踏まえ、この度、定住人口の確保や地域の将来像の実現にふさわしい土地利用を誘導し、「緑豊かなエリア」の持続可能で魅力と活力あるまちづくりが進められるよう、運用基準の改定案を取りまとめ、市民の皆様からの御意見を募集することとしましたので、その概要を御報告します。

それでは、恐れ入りますが、添付しております「市民意見募集冊子（案）」の2ページを御覧ください。

まず、「市街化調整区域における地区計画制度について」でございますが、制度の運用については冒頭で御説明したとおりでございます。

続きまして、「運用見直しの背景」についてでございます。1点目は、「人口減少社会の到来による地域の文化・コミュニティ衰退の危機」についてでございます。

市街化調整区域等の市内周辺部では、特に人口減少と少子高齢化が進行し、農林業の後継者不足や地域の文化・コミュニティの維持が困難となる状況が深刻化する課題が生じています。

2点目に、「京都市持続可能な都市構築プランの策定」についてでございます。

同プランでは、市街化調整区域の将来像として、農林業や観光等の産業の振興等により、地域の生活・文化等を維持・継承することとしております。

このような状況を踏まえ、持続可能で魅力と活力あるまちづくりが進められるよう、運用基準の改定案を取りまとめました。

恐れ入りますが、3ページを御覧ください。

ここでは、「見直しの基本的な考え方」をお示ししています。

まず「見直しの基本方針」についてでございますが、下の図のとおり、「無秩序な開発を防止すること」を前提に3つの基本方針を定めております。

1つ目が、「移住・定住の促進に向けた規制の在り方の検討」。2つ目が、「農林業や地域資源を活かした働く場の創出」。3つ目に、「まちづくりの核となる拠点施設の誘導」であります。

続きまして、運用基準における「まちづくりのテーマや目的に応じた細やかな類型化」についてでございます。

新たな運用基準では、「見直しの基本方針」や「都市構築プラン」の将来像等を見据えたまちづくりテーマを設定し、類型化しております。既存集落を対象とした「地域コミュニティ維持継承型」とそれ以外を対象とする「計画整備型」の2類型とし、「計画整備型」に関しては、テーマごとに4区分を設定しております。

1枚めくっていただきまして、4ページ、5ページを御覧ください。「市街化調整区域における地区計画運用基準」改定案の概要についてでございます。

今回の「見直しのポイント」を3点、下の表と合わせて御説明いたします。

はじめに、「(1) 特定土地利用方針の策定」についてでございます。

地区計画を定めようとする地域については、京都市都市計画マスタープランや都市計画と連携する関連分野の諸計画等と整合し、秩序ある土地利用を促すための計画を「特定土地利用方針」として定めることとしております。

続きまして、「(2) 既存集落における建物用途の拡充」についてでございますが、表左側の既存集落を対象とした「地域コミュニティ維持継承型」の具体的な内容でございます。「主な見直し内容」を表の下に示しておりますが、新たに「移住・

定住の促進や生活環境の充実」を目的とした「自己居住用に限定しない専用住宅」や「単独の日用品店舗等」、また「農林漁業や地域資源を活かした観光等の産業の振興を促す」ための「主に地域農産物を取り扱う店舗・飲食店」等の建築を可能とします。これらの施設は、既に十分な幅員のある道路、または開発に必要な道路要件を満たすよう地区施設に位置づけ、整備された道路の沿道での立地が可能となり、計画的な土地利用を図ることとしています。

最後に「（３）地域のまちづくりの核となる拠点施設の誘導」でございます。

表の「計画整備型」では、地域の有する自然的環境を保全しつつ、まちづくりの核となる拠点の土地利用を誘導することとしています。表の「計画整備型」にお示しする一番左側の区分「街区整備系」は、現行の「計画整備型」を踏襲したもので、秩序ある街区環境の形成を図ることを目的としています。「魅力創出系」、「大学施設整備系」、「産業創出系」につきましては、区分ごとに特定土地利用方針を定め、たとえば、レクリエーション施設や大学施設等、都市計画や関連分野の諸計画に整合する施設の立地が可能となります。

なお、一番右側の「産業創出系」につきましては、現在進められている市街化調整区域内において必要となる産業用地に関する検討結果を踏まえ、適切な基準を設定する予定でございます。

1枚めくっていただき、6ページには、参考として地域コミュニティ維持継承型の活用イメージをお示ししています。また、7ページには地区計画実現までの流れの例をお示ししています。「市民意見募集冊子（案）」の説明は以上でございます。

恐れ入りますが、「報告資料」にお戻りいただき、「2 市民意見募集の概要」についてでございます。

募集期間、周知方法につきましては、記載のとおりでございます。

最後に「3 今後の予定」について御説明いたします。

この後、11月16日から開始する市民意見募集が終了いたしましたら、市民意見募集の結果及び御意見に関する京都市の考え方を御報告のうえ、令和3年度から改定運用基準を施行する予定で手続を進めていくこととしております。

事務局からの説明は以上でございます。

○塚口会長 それでは、ただいまの御説明につきまして委員の皆様方から御意見、御質問がございましたらお受けしたいと思います。西村委員，どうぞ。

○西村委員 1か月間という限られた期間での市民からの意見募集であります，しっかりと意見が吸い上げられるような取組をまずはしていただきたいと思いません。

それから，これまでもその市街化調整区域における切実な意見はたくさん寄せられてきたかと思えます。まだ協議中である，あるいは実現したことがあるとか，様々あるかと思えますが，そういったものをしっかりと進めていただきたいと思えます。単に建物が建てられるとか建てられないとかだけではなくて，京都市内の様々な皆さん方，これ，ルールに基づいて自然を守る，緑を守りますというところでの市街化調整区域だと思います。けど，一方で自分の土地でありながら自分の住む家，家族が住む家が建てられる，建てられないという本当に深刻な状況であるということですし，今年の10月に国勢調査が行われましたけれども，5年に一度，国勢調査をすれば人がどんどん減っていることにも気付いてきて，何とかこれに歯止めをかけていかなければならないということですから，こうした意見が出てくることを真剣に捉まえて，どのようにしてこのまちづくりを進めていくかが非常に大事なことであろうと思えますから，これらに寄せられる意見はしっかりと検証していく，一つずつ検証していくことをまずは進めていただきたいと思えますが，いかがでしょうか。

○塚口会長 どうぞ，ありましたらお答えください。

○事務局 ありがとうございます。

1つ目でございますけれども，市民意見募集については1か月間という限られた期間でございます。市民新聞への掲載とかホームページとかでの周知を通常のとおりやっていくのでございますけれども，これまでから市街化調整区域における課題は様々な地域から御意見を頂戴しております。そういった地域に対しまして区役所と相談しながら付近の皆様にも御説明できるような形ができないか調整してまいりたいと考えてございます。

もう1点でございますけれども，これまで市街化調整区域は自然環境を保全する

というところで立地規制がかなり厳しくされてきたところでございますが、先ほどもお話がございましたように、人口も減少している、少子高齢化している状況が深刻になってございます。今回の地区計画運用基準の見直しにおきまして基本方針としまして移住・定住の促進、農林業や地域資源を活かした働く場の創出といった地域の方からのお声も十分汲み取ったような形で基本方針の策定をしております。

これらを踏まえまして、今回の運用基準の改定をしていきたいというところでございます。

あわせまして、開発許可基準とかの充実、都市計画法に基づく新たな条例の検討など、市街化調整区域の活性化に向けて都市計画法上のあらゆる、様々な手法を検討しておりますので地域に合ったものを適切に使っていただければと考えてございます。

○西村委員 ありがとうございます。

○塚口会長 どうぞ、お続けください。

○西村委員 それから、地区計画の制度ですね。これを住民側に説明する機会もあるかと思いますが、丁寧にそしてその制度の中身をしっかりとお伝えいただきたいと思います。といいますのは、この地区計画、建てられない地域の方々がこの地区計画を聞くと、ややもすれば建てられると、その手続をしっかりとしたら、もちろん手続をしっかりとしたら建てられるんでありますけど、建てられるという意識がものすごく働いて、時間はかかるけれどもできるんやというようなところに行き着くのが結構多くて、また、私もその相談に乗って、それで行けばいいなと思うけど、一方で農業の規制だとかがいろいろございまして、確かにちゃんとやればということですけど、建てられない地域で何年も住んでいた人にとっては、その建てられるということを知ればすぐ何かができるんやという意識が働くことになりますので、いや、そうではなくて、その中でも農業の規制とかいろいろあって、そんなもんも長いことかけてやっていかなきゃ駄目なんだとか、しっかりとその制度をよく説明して、時間もかかるし、場合によってはそれを乗り越えられんこともあるんやということももしっかり話をしていただきたいと思いますが、その住民への丁寧な説明についてはどのようにしていかれるのでしょうか。

○塚口会長 事務局,お答えください。

○事務局 ありがとうございます。

今回の地区計画の改定によりまして,立地できる建物が大分多くなります。そういうメリットはございますけれども,おっしゃるように,合意形成を交わす必要がありまして,それには時間,手間がかかることと,それから,土砂災害特別警戒区域ですとか,先ほど御紹介がございました農地転用がまだ許可されないようなところにつきましては,今の運用で行きますと地区計画の策定が難しいというようなメリット,デメリットをしっかりとお伝えしたうえで,地元,地域の方に御検討いただきたいと考えております。

○塚口会長 西村委員,お続けください。

○西村委員 個別にしていく場合と,その地域を限定してやっていく場合と,いろいろなスタイルがあると思いますので,いずれにしてもそうした意見を集約する,そしてこれまでから,そちらで住民なりから,またそちらの制度に照らしてやっていくところで,今後の京都市のまちづくりに寄与できるというところで高めていただきたいと思います。以上です。

○塚口会長 ありがとうございます。ほかに御発言。曾我委員,どうぞ。

○曾我委員 すみません,ありがとうございます。

今,西村委員のお話,御指摘がありまして,ある意味,ちょっと重複してしまうところがあるんですけれども,私も何点か確認の意味を込めてお聞かせいただきたいと思います。

先ほども,いわゆる市街化調整区域に該当している地域住民の方々は,そういう地域の方々に対して当然,誰よりも積極的に意見を聞いてもらいたいという意味ではこの市民意見募集には非常に重点的に,しっかり取り組んでももらいたい。そういう意味では,区役所と連携を図りながらというお話がありましたので一定,安心しているわけですが,対象地域の課題はもう多分皆さん,いろいろな場面,場面で聞いてらっしゃると思うので,より一層この辺は丁寧な市民周知,または徹底みたいなものをしっかりしてあげて,「いや,そんな話知らなかった」みたいなことが地元の自治連から出ないようにしっかり取り組んでいただきたいと思うんです。

れども、いかがでしょうか。

○塚口会長 事務局,お答えください。

○事務局 ありがとうございます。

地元への周知でございますけれども、この件につきましては区役所と特に連携を密にしております、区役所でも地域からお声を聞いているところ、我々も直接地域からお声を聞いているところがございます。それぞれの情報を区役所と共有しまして、できるだけ多くの地域にこの改定案について知っていただいて、意見を頂きたいと考えております。

○塚口会長 曾我委員,どうぞお続けください。

○曾我委員 個別具体的な話になって恐縮ですけれども、例えば近鉄向島駅の西側になります。いわゆる東側はニュータウンですから、近鉄向島駅の西側はまさに市街化調整区域で、いわゆる農地が広がっております。さらには、その中にはすばる高校があつたり、それから大学がありましたよね、そういったところもあるんですけれども、その地域なんかは、向島秀蓮小中学校のいわゆる生徒の確保という面においても、ニュータウンだけで今後、きちっとした生徒の確保ができるのかどうか、私は非常に危惧を持っております。そういった意味で、この今後の人口減少も踏まえて、向島駅の西側をどのように活かしていくのか、まさにこの地域コミュニティ継承型のいわゆる活用イメージみたいなものを活用していただきながら、どっちかというとその地域の地縁の方々を巻き込む形でぜひ一度、御検討いただきたいなと思っているんですけれども、その辺の可能性はいかがお考えですか。

○塚口会長 どうぞ,お答えください。

○事務局 地域コミュニティ維持継承型につきましては、市街化調整区域に定められる前から既存集落があるところを対象としてございます。

今、御案内いただいた地域につきまして、既存集落が調整区域設定前からあるのかどうかを確認させていただいたうえで、自治連会長様からもお声をお聞きしまして、実現可能なものかどうかは確認させていただきたいと思っております。

○塚口会長 曾我委員,どうぞ。

○曾我委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。市街化調整区域においてはも

う家が建たないということで、当然、農家の方々がいらっしゃるわけですが、  
どんだんだんだん、次男さん、三男さんなんかが移転してらっしゃるわけですね。つ  
まり長男さんしか残っていないと。長男も歳がいつてきて、もう子供たちもいない、  
建物も建て替えられないからどんだん老朽化していつているところがあつたりし  
て、内側の隠元橋から観月橋辺りの堤防周辺はもう非常に大きな家がぼんぼんとあ  
るんですけども、ほとんど空き家状態が続いている。実際に地域コミュニティが、  
あんな田舎でもなかなか維持できなくなつてくつというよつな一つの影響が出て  
います。

そういつた意味で、このことが一つの突破口になつて新しい一つの地域づくり、  
まちづくりが検討できるのであれば、これは大変ありがたいとも思つておりますの  
で、ぜひその辺は地域住民の方々に丁寧な説明をしていつたいて、まちづくりとい  
う観点でしっかりと力を入れて取り組んでいつたきたいと思つますので、その御所  
見だけ聞いてつわりたいと思つます。

○塚口会長 事務局、お願いします。

○事務局 はい、ありがとうございます。

市街化調整区域におきましてはもう、農林業の後継者不足ですとか、あと御紹介  
ありましたよつに地域の文化・コミュニティの維持が困難になつているという課題  
は、市街化調整区域共通の課題かなと考えてごつします。

そういつた課題を解決する手法の1つとして、都市計画の手法の1つとしてこの  
地区計画制度があると思つております。この制度をうまく活用していつたいて、地  
域の活性化、移住・定住の促進などにつなげていつただければと、このよつに考えてお  
ります。以上でごつします。

○塚口会長 ほかに御発言はごつしませんでしょうか。

御意見、御質問も出つくしたよつでありますので、これで「京都市市街化調整区域  
における地区計画運用基準」改定案に関する市民意見の募集につての報告をつわ  
ります。

最後になりますが、新景観政策の更なる進化「地域のまちづくりの推進と特例制度の活用」に関する市民意見の募集について報告がございます。事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、新景観政策の更なる進化「地域のまちづくりの推進と特例制度の活用」に関する市民意見の募集について御報告いたします。

配付資料は、「報告案件3 説明資料」のほか、「市民意見募集冊子」をお配りしております。

それでは、「報告案件3 説明資料」の1ページを御覧ください。

京都市では、市民一人一人が京都の自然や文化を大切にしながら、生き活きと暮らし、働き、活動している姿が何より大切であるとの認識のもと、持続可能なまちづくりを推進するため、「新景観政策の更なる進化」の検討を進めてまいりました。これまでの経過については、「別紙1」に取りまとめております。

1枚おめくりいただき、「別紙1」を御覧ください。

平成19年から実施している「新景観政策」の更なる進化を検討するため、平成30年度に検討委員会を設置し、平成31年4月に「答申」を頂きました。その後、令和元年度に「地域の特性に応じたきめ細やかな景観形成」を図るため、市民意見募集を行い、その後、都市計画の変更等を行いました。

あわせて、令和元年度に「地域のまちづくりの推進と特例制度の活用」の検討の方向性について市民意見を募集し、検討を進めてまいりました。

この度、地域のまちづくりの推進と特例制度の活用について、具体的な施策案を取りまとめましたので、市民の皆様から広く御意見を募集いたします。意見募集の具体的な内容は、「別紙2」の市民意見募集冊子で御説明させていただきます。

恐れ入りますが、「別紙2」の市民意見募集冊子を御覧ください。表紙には、今回の見直しの趣旨などについて記載しております。資料をおめくりいただいて、1ページを御覧ください。1ページ目には、検討の経緯等を記載しております。

次に、2ページを御覧ください。

「1.「京都の景観の守るべき骨格」について」でございます。

京都には、市民と事業者、行政が信頼関係の中で培ってきた京都の景観を考える

うえで守るべき骨格となるデザイン原理が息づいており、今後のまちづくりを進める際にも、ページの下段に記載している「京都らしい都市空間の構成」や「自然・歴史的景観」といった「京都の景観を守るべき骨格」を踏まえた景観づくりの視点が重要です。

さらに、京都の景観は、時代とともに常に本物を追求しながら新しい要素を積極的に取り入れていく京都の気風により、創造的に発展させながら受け継がれてきたものです。京都の伝統文化を尊重する中で更に創造的視点を加え、新たな優れた景観を創り、伝統と創造の調和したまちづくりを推進する視点も重要です。

資料をおめくりいただき、3ページを御覧ください。

「2. 地域のまちづくりの推進 ～景観づくりのプロセスの進化～」でございます。

京都がこれからも魅力的なまちであり続け、まち全体を生き活きとした場とするため、地域ごとにビジョンを創り、実現していくまちづくりのプロセスを景観政策としても支援する誘導手法や支援策の整備を行います。

地域ごとのまちづくりの進め方につきましては、下のフロー図に示しております。

フロー図の左側は、地域のまちづくりの大きなプロセスとして、「地域ごとのビジョンの策定と共有」していくプロセスと、次に「ビジョンの実現に向けた様々なアプローチ」として、様々な手法を活用し取組を推進していくプロセスを記載しています。

フロー図の右側は、京都市の支援・誘導について記載しています。

ビジョンの策定や地域と事業者の対話プロセスに対する支援を行うとともに、ビジョンを実現する優れた計画を誘導するため、建築物の高さやデザインの特例制度等も活用できるよう規定整備をまいります。

4ページを御覧ください。上段では、「地域ごとのビジョン」について解説しております。

続きまして、4ページ下段の「3. 地域ごとのビジョンに応じた優れた計画の誘導」でございます。

「京都の景観の守る骨格」を堅持し、地域ごとの特性やビジョンに応じたまちづくりの推進に活用できるよう、建築物の高さ規制の特例制度に関する規定を整備い

たします。具体的には、高さ規制の特例許可について、これまでの主な特例許可の対象としていた「優れたデザインの建築物」、「公共・公益施設」に加え、「まちづくりに貢献する建築物」を新たに許可の対象とするものでございます。

続きまして、「(2)「まちづくりに貢献する建築物」に関する考え方」でございます。京都市のまちづくりの方針に適合し、建築物が立地する地域や隣接する地域のビジョンに応じて、多面的な視点から建築計画を評価し、まちづくりの推進に貢献する建築物を許可の対象といたします。

資料をおめくりいただき、5ページを御覧ください。

「(3)許可に向けた協議のプロセス」でございます。「まちづくりに貢献する建築物」の許可に当たっては、構想段階においてステップ1「地域ごとのビジョンと事業構想に関する協議」やステップ2「事業者・住民・関係者の対話」を実施いたします。

さらに、設計段階においてステップ3「建築計画に対する特例許可の手続・審査」を実施し、建物完成後にはステップ4「地域のまちづくりへの貢献」を実施することで、まちづくりに貢献する建築計画へと誘導してまいります。

続きまして、「4.デザインの創造性を発揮する仕組の創設」でございます。

美観地区や美観形成地区内の小規模な建築物を対象に、優れたデザインを誘導する制度を創設し、デザイン規制の特例制度の手続を美観風致審議会への事前審査から事後報告へと変更いたします。制度の運営に当たっては、コンセプトシート等を活用し、デザインの提案内容を明示するなど客観性や透明性の確保を図ります。

対象とする建築物については記載のとおりです。

続きまして、「5.既存不適格建築物の増築に対する高度地区の手続の合理化」でございます。

現行の高度地区の高さ規定に適合していない既存不適格建築物に対する増築で、新たに増築される部分が現行の高さ規制を超えない場合には、地域の良好な景観の形成や周囲の市街地環境に支障がないことを要件に、景観審査会への諮問等が必要な特例許可から、市長による認定制度へと変更いたします。

施策案の具体的な内容の説明は以上でございます。

恐れ入りますが、「報告案件3 説明資料」にお戻りいただき、1ページを御覧ください。「2 市民意見募集の概要について」でございます。

(1) 募集期間は、令和2年10月27日(火)から11月25日(水)まででございます。周知方法、提出方法等につきましては記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。最後に、「3 今後の予定」を御覧ください。今後の予定につきましては記載のとおりでございます。

説明につきましては以上でございます。

○塚口会長 ただいまの報告につきまして、御意見、御質問がございましたら承りたいと思います。

そうしたら平山委員、それから山田委員という順番で承りたいと思います。よろしくをお願いします。

○平山委員 まさにこの京都市の景観政策は京都100年の節目であるわけがあります。その中で見直しというか、新たな進化を図るんだというようなことで、昨日も京都市会におけるまちづくり委員会で御報告があったとは聞いているんですけども、なぜ今回、このような景観政策についての提案がなされたのか。その理由です、その意義というのか、そういったことを改めて教えていただきたいなと思います。

○塚口会長 どうぞ事務局、お答えください。

○事務局 ありがとうございます。

この新景観政策でございますが、平成19年、十数年前にさせていただきまして、始めさせていただいたわけでございますが、平成30年に御紹介がありましたけれども、更に進化に向けた取組、あるいはこれからの景観政策をどうあるべきなのかにつきまして検討委員会を設けさせていただきまして、平成31年4月にその答申を頂いたところでございます。

この答申の中でこれから、もちろん景観を守っていくという切り口はとても大事になりますけれども、京都は人々が生き活きと暮らす、あるいは生き活きと仕事をする、しっかりと経済活動もされながら持続していく、こういうことを景観の側面からもサポートしていく。都市計画と景観政策はリンクしているという方向性が示

されております。ですので、今まではどちらかという規制を強化することになっていましたけれども、今回、地域ごとのビジョンを考えていただいて、その実現に資するような建物をまちづくりに資する建物だと認めて特例許可の対象にしていくことも一定、あるのではないかということになってございました。それを今回、具体化していこうということになります。

○塚口会長 平山委員、どうぞ。

○平山委員 なるほど、分かりました。ただいまその理由について説明いただいたんですけども、これだけを見ていたら私も分かりにくかったですけど、そういう意味で、先ほどおっしゃってましたし、また新聞記事にあるような、確認ですけどね、今回の改正のポイントというか、その大きなポイントは高さ制限を超える建物を一定の条件下で認める特例許可制度ですね。これを今回設けることが大きなポイントであろうかと思うんですけど、そういった理解でよろしゅうございますか。

○塚口会長 どうぞ、お答えください。

○事務局 お諮りしておりますパブリックコメント資料の4ページにそのことを書いてございますが、下のマークのところですね。これまでの主な特例許可の対象とありまして、実は特例許可の制度はこれまでからもありました。ただし優れたデザインの建築物や公共公益施設に限っての特例制度という側面でございました。今回、新たに特例許可の対象としたのは、その右側に書いてございますまちづくりに貢献する建築物、これは全く新しいものでございますので一つの大きなポイントになろうかと思っております。

○塚口会長 どうぞ。続けてください。

○平山委員 分かりました。その景観であったり、その土地計画は日々変わるものだ、また平成30年から様々な議論をしてきて、こういった今回の提案に至ったことはよく分かりました。ただ、先ほど御答弁でもあったように、これまでは高さ規制だったり、規制を強化してきた。今回そういった意味でいうと少し違う部分があるというお話があるわけで、そういったことで言うと、一方で、これまでの本市の景観施策と少し、逆行とまでは言えませんが少し違う部分が出てくるんですね。そういった形にイメージで捉えられてしまったら政策が正しく伝わらないと思う

んですよ。その辺りをしっかりと伝えていく必要もあると思いますし、これまでの施策との方向性の違いですね。こういったことを介しての御見解、またどのように正しく伝えていくのか、その辺りを聞かせてください。

○塚口会長 事務局,お願いします。

○事務局 すみません,私の表現がもうひとつだったかもしれません。今までの景観政策では規制をさせていただいたわけでございますけれども,それはそのまま引き続いてやります。守っていくべきところはしっかり守っていくという観点でそれはしっかりやりつつも,今回の新たな特例許可の対象の一つ加えるように,新しい景観づくりについても一步踏み出していける,そういう用意をしておきたいということでございます。大きく方向転換と,新聞紙上では大転換みたいな形で書いてありますけれども実はそうではなくて,今までの路線をしっかりと踏まえつつ,一段階,手法を加えている。これが新たな景観の創出に資するものであるように,地域の皆さんが生き活きと活動できる,経済活動もできる,もちろんちゃんと暮らせるというような,そういうことに寄与するようなものをつくっていきたいなと思っているところでございます。

○塚口会長 どうぞ。

○平山委員 大転換じゃないんだということで,それはしっかりと正しくお伝えいただきたいと思います。その辺りに関して要望しておきたいと思います。

1点だけ具体的に聞いていきたいことがあるんですけども,今回,この5ページで許可に向けた協議のプロセスですね。ここに書いてあるとおり,ビジョンを創ってと,そのビジョンがどれぐらい難しいものなのか地域でできるものかはさて置きつつも,ビジョンを創って,そして住民や関係者の皆さんと対話をして手続を踏んで,そして審査に進む。こういったプロセスがなされると書いてありますけれども,それで理解してよろしいということですか。

○塚口会長 事務局,お答えください。

○事務局 はい,大きな流れとしてはそういう御理解でよろしいかと思えます。

○塚口会長 平山委員,どうぞ。

○平山委員 そうしたら,そのビジョン策定に当たって京都市が誘導するとおっし

やっていたので、地域でそういった議論が町内で出てきたときにはしっかり相談に乗られるものだと思うんですけども、私、もう1点気になるのが、もともとそういったビジョンがある地域ですね。それとまた新しくそういうビジョンを創りたいんだということで、これまであるビジョンと相反するビジョンが仮にですよ、そういう相反するビジョンだったり計画だったりが出てきた場合はどのようにこれを誘導されるんですか。

○塚口会長 事務局、どうぞ。

○事務局 例えばですけども、京都市には都市計画マスタープランという大きな都市のビジョンがあります。この中で地域のことについても書かれておりますのでその部分については地域ビジョンの性格も併せ持っていると思っておりますので、そういうものと全く違うビジョン、全く違う方向性のまちづくりの方向性がもしできたとすれば、それは大きな都市ビジョン、すなわち都市計画マスタープランとは合いませんよねということで、そこはちょっと考え直してもらわねばならないような、そういうこともあろうかと思っています。大きな方向性は守っていただいたうえで、さらに詳しくどう地域ビジョンを描くかを詰めていただくように持っていきたいなと思っています。

○塚口会長 どうぞ。

○平山委員 具体的に分からない部分を、これから制度設計されていくので議論はこの程度にとどめておきたいと思っておりますけれども、先ほど申し上げたとおり正しく伝わらなかったらこれ、市民の皆さんにも正しく伝わらないと思うんですね。私も住んでいる、もともと地元のまちづくりでそういう景観とか厳しい地域ですけども、緩和すんのかいというような形で聞かれたんですね。そういったことじゃないんだとお伝えしていかねばならないと思えますし、議会であつたり、今回の都市計画審議会での議論、またパブリックコメントを実施されるということなのでそういったことをしっかりと聞いていただいて景観政策が、これは京都100年の計ですから正しく伝わるように努めていただきたいと思いますのでその辺りはよろしくをお願いします。

○事務局 ありがとうございます。

○塚口会長 お待たせしました。山田委員，どうぞ。

○山田委員 今，特例許可は今までから，という御説明でありました。学校や公共施設など7件ほど，8件の許可が行われていますが，この許可のうえで何か問題があったのか，地域の住民への合意・説明はどのように働いたのか，その点についてまずお答えください。

○塚口会長 事務局，お答えください。

○事務局 これまでの特例許可でございますけれども，大学病院であるとか高校の施設であるとかが実績としてございます。やった結果，何か問題があったかでございますが，そういうことは今のところないと考えております。もちろん，これは地区計画があるので，高度地区の特例許可の条例を私ども設けておりました，特例許可を取るときにはこういう手続を踏まなければならないですよ，地域への説明とか縦覧なども定めておりますので，これらの手続をしっかりとしたうえでやっていただいております。

今回，新たなまちづくりに貢献する建築物を加えますけれども，その手続の部分は大きく変えないつもりでいるところでございます。

○塚口会長 山田委員，どうぞ。

○山田委員 今までから一人地権者だったり，いろいろなところで高さ規制が緩和される事例が幾つかあって，地域住民といろいろな紛争というか，事態が起こっていたと思います。先ほども，平成19年に新景観政策を定めたと。10年たったから見直しをして進化だとおっしゃいますけれども，そもそもこの長年のまちづくり運動の成果としてこの高さ規制が行われた結果として京都の景観の守るべき骨子が堅持されてきたんだと私は思っています。ですから，これまで学校や病院，公共施設が対象だったものが，特例許可で規制を緩和するということですから，大転換ではないとおっしゃっていますが私は大転換だと思うんです。これは実際，市が定める手続と審査を受ければ市内全域で規制を超える建物が建てられることになるわけですが，新景観政策で高さ規制をしたのは一体何だったのかと，こう思う方はたくさんいらっしゃると思うんですよ。その点について，新景観政策，守るべき景観の骨子と逆行するとは思われませんか。

○塚口会長 事務局,お答えください,どうぞ。

○事務局 新景観政策,平成19年に始めたときから特例許可制度があり,もう一つ,高さを認める制度としまして地区計画による制度がありまして,これは平成19年の当初からあるんです。これも含めて新景観政策です。これは一律に高さ制限をすることによる弊害をなくすために,一定の手続は要りますけれどもできるように認めているものでございます。ですので,どこでも,まずそういう制度だと御理解いただきたいのと,今回の特例につきましては,特に京都の守るべき骨格,景観の守るべき骨格はしっかりと踏まえたうえでやっていこうと考えているところでございます。京都の守るべき骨格を基に建築計画が景観に与える影響などを十分に審査することといたしておりまして,敷地の広さや周辺の状況,建築計画の内容によりましては許可できないケースも多かろうと思っているところでございます。以上です。

○塚口会長 山田委員,どうぞ。

○山田委員 これね,この冊子も本当に丁寧に京都市や市民,事業者,行政が信頼関係を培ってきた,京都の景観を守るうえで守るべき骨格となるデザイン原理が息づいていると。京都の景観を守るべき骨格を踏まえた景観づくりを重視されている,こういうふうに書かれているんですね。この間,今,紹介したような一人地権者の問題や,既に8件で実際には規制を,こういう建物は公共施設でトラブルは聞いていないとおっしゃっていましたが,この特例許可によるやつではね。ただ,一人地権者ではかなり紛争が起こっているのは客観的な事実だと思うんです。今回優れたデザインの建物,公共施設に加えて,まちづくりに貢献する建築物を新たな許可対象にすると。これ,まちづくりに貢献する建物とは非常に抽象的な表現で,人それぞれ,それに対する感性が違うし,受け取り方も違うと思うので,こんなやり方で高さ規制を緩和すると紛争にならざるを得ないと私自身は思うんですが,どうでしょうか。

○塚口会長 事務局,お答えください。

○事務局 今回の特例許可のプロセスですけれども,パブリックコメントの資料5ページに書いてございまして,こういう流れを持っていきたいと思っております。

まず,その地域,地域のビジョン,これを持っていただく必要があります。このビ

ビジョン創りにおきましては市民の皆様、私ども行政も入って練り上げていく中でつくられるものだと一定、思っているのと、そのビジョンを実現するために、この計画が出てきたときにステップ2に参りまして、構想段階における事業者、住民、関係者の対話というステップに参ります。これは単なる説明会ではなくて、対話ですから往復の意見交換をしていただこうと思っております。こういう対話をする中で、もし話が進まないようなことであれば、それはちょっと考え直さなければならないんじゃないですかという話になりましょうし、対話を嫌がる事業者さんであれば許可まで行きませんねという話になろうかと思っておりますので、しっかりこういうプロセスを踏みますということをおまづここで申し上げておきたいと思っております。

○塚口会長 山田委員、どうぞ。

○山田委員 本当にね、そのことがものすごく大事やと思うんです。例に挙げておられる、このまちづくりビジョンに合致するということが岡崎地域活性化ビジョンとか京都駅西部エリア活性化将来構想とかが示されていますけど、この構造、まちづくりのビジョンとして策定されていますね。この策定過程で住民の皆様はどのような関わり方をしたのか御紹介いただけますでしょうか。

○塚口会長 事務局、どうぞお願いします。

○事務局 すみません、私はそのビジョン創りに関わってはおりませんので細かいところまでは存じ上げておりませんが、例えば岡崎地域の活性化ビジョンの場合ですと、地域の皆さんも入った検討会をつくられて、この中で中身が練られ、必要に応じて意見募集もされながらできてきたんだと承知しております。

○塚口会長 山田委員、どうぞ。

○山田委員 こうしたビジョンに基づいて新たにそういう規制を緩和する場合ね、このまちづくりに貢献する建築物、これがこの今、申請されている建築物がまちづくりに貢献するかどうかの判断、ここにも住民が関与できるような仕組みになっているんでしょうか。

○塚口会長 事務局、お答えください。

○事務局 ビジョンに合っているかどうか大きなポイントになってくると思うんですけれども、私ども、それは行政が中心になって判断することになろうかと思

います。ただ、その次のステップで地域の皆さんとの対話がありますので、その中で対話を通じていろいろとプランが見直されることもあり得るだろうなと思っています。

○塚口会長 山田委員,どうぞ。

○山田委員 ビジョンに合っているかどうかを判断するのは行政ですと。そのうえで住民の意見を聞くと、こういうことですか。

○塚口会長 事務局,どうぞ。

○事務局 基本的にはそういうことになろうかと想定しています。

○塚口会長 山田委員。

○山田委員 それと、この対象となるのは住民ですよ、大事なのは。私の地元の右京区で今、上質宿泊施設誘致の特例許可制度を前提にして仁和寺、世界遺産の前でホテルの建設が今、進行中ですね。多くの地域の人が危惧の声を上げておられるんですけれども、残念ながら周辺100メートル以内の住民への説明しかされていない。危惧されている多くの住民の方々が置き去りにされている事態が起こっているんです。こういうことにならないように対象とする住民を、そういったことによって影響を受ける住民を広い範囲で対象にしてそういった協議に参加できるようにしていただけるような観点で検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○塚口会長 事務局,お願いします。

○事務局 今、考えております地域ですけれども、ビジョンが共有できなければ地域づくりにならないと思っていますのと、あと申し訳ないですが、地域の大きさはケースによっていろいろあるのではないかなと思っています。町内会であったり自治連さんであったり、そういうようなところが基本的にはベースになるかなとは思いますが、広く市民の皆様から意見を募って、この人たちと対話をしなければいけないんだということは制度趣旨から外れてくるのではないかなと思います。

○塚口会長 山田委員,どうぞ。

○山田委員 まちづくりに貢献する施設であれば、全市民対象にしてもいいぐらいな話じゃないですか。限定する必要は全くないと思って、その点だけ指摘して終わります。

○塚口会長 事務局,それでよろしいですか。最後に締めくくってください。

○事務局 今回,こういう形でプロセスや制度でやらせていただいております。私ども,これを市民の皆さんにお示しして,たくさん意見を頂戴したいなと思っておりますが,この地域の取り方,全市民が地域の住民だというふうなことは極端に過ぎるのではないかなと思います。そういうことではなくて,地域地域の個性をさらに磨いていくために,そういう地域の魅力を高めていけるようなそういう建物を誘導したいという思いでおりますので,全市民が対象になるということではないと今,想定しているところです。

○塚口会長 まだまだ御意見があろうかと思いますが,山田委員さん,その辺りで今日のところは収めておくとおっしゃいましたから,そうさせていただきます。

ほかに御意見はございますでしょうか。川崎委員,どうぞ。

○川崎委員 何度かお話しさせていただいたと思うので,新景観政策の立ち上げのときに私もその委員として入っていて,10年の見直しの際にも入っていて,いろいろと議論したんですけれども,平山委員が先ほど指摘されたようにまだ誤解されているところはもう1回ちゃんと説明して,もっと説得を広くやっていかねばならないなという反省点は一つあるかと思えます。それは山本部長がおっしゃったように,大きな転換点はないんです。最初立ち上げたときに,あくまでもこの新景観政策は良いデザインを導くための手段としてのルールづくりをまずやらねばならない。景観は織物みたいに小さな地域から丁寧に積み上げて,積み上げて全体像を仕上げていくことが本当は,理想としては大事ですね。その中で保全と創造という言葉をどういうふうにやっていくのかということで,その当時はビジョンを持っていない地域も非常に多くて,景観に対する意識の高い団体がまだおられなかった。協議会も地域によっていろいろ,バランスがそれぞれ違った。

ただ,そのときに急ぐ必要があって,まず政策を立ち上げねばならないということがあったと思います。そのためには,全体の大きなスケールで見たときのルールを骨格として位置付けて,目安としてとりあえずこれを最低限,この全体に係るルールを確保してやっていく必要があって,そのために例えば,これは高さだけの問題じゃなくて,デザインとは高さだけでなく全部の意匠の問題が関わってくるん

ですけど、例えば高さだけで見るとすり鉢状になって、山はちょっと低くして、町は高くする。大体そういうラインがきれいに描ければいいだろうと。ただし、それはあくまでも目安であって、全体幅としての余裕幅は必ず考えておかないといいデザインが生まれないというのが当時の議論だったんです。だから逆にいうと、細かく考えていくと、場合によってはもっと低くしなければならないところもあったり、もっと高くしなければならないとか、余裕があるところもあったり、本当はいろいろと細かいものの積み上げですけど、大きく都市全体で考えるとこのラインで、ざっと引いてしまっているのが現状の最初のスタートです。

なぜかという、それは、個々の建築の質が良くなると全体のまちづくりは良くなれないわけですね。そのために、それではそれをどう担保するかということで、創造部分の区分でただし書条項、原則何々すると書いていますが、ただし、例えば勾配屋根とかそういうものをしなければならない。ただし、屋上緑化とかをやったときにその原則を外れることはありますよというただし書条項と、それからこの特例許可というものでもってこの地域のビジョンをしっかりと考えて、いい、新しいデザインを個々の建築の質を高めるためにやっという意識でやってきたわけですね。ですので、これまでの政策はずっとそういうことをやってきて、凍結的保存なんていう建物はほとんどなくて、全部が大体リデザインなわけですね。ほとんど様式とか、それから周辺の景観を阻害しないような建物を造っていくことが重要ですね。そういうことで、基本的には良いデザインを生み出すためのものだったにもかかわらず、10年たって見てみると手続の煩雑さでもって全然機能していなかったり、場合によっては景観阻害を逆にこのルールが生んでしまい、ルールだけとにか介せばいいということで、それをすり抜けたような形の変なデザインが出てきたりすることが結構たくさんあって、それになったら本末転倒やないかと。最初やろうとしていた景観政策の理念が全く最後まで届かないということで、それで10年たってしっかり見直しをして、高さ規制緩和とかいう話だけじゃなくて、良いデザイン、新しいデザインをいかに生むかを全てのものにおいて見直していこうというのが今回の本来の趣旨であったということです。ですので、そういうふうに理解していただく。あくまでも良いデザインを生むためのものであって、新しいもの

をしっかりと生み出していく。一つ一つの個々の建築の質を上げるための共通ルールであったことからスタートしているので、何ら転換、変化はないということです。

それでもう1つは、1個1個の特例審査を厳しくするためにはものすごい分厚い資料で、例えばこの5ページの資料のところに書いてあるような構想段階から入れる物件はなかなかなかったんですが、構想段階から入って計画案までしっかり、ビジョンまで考えるきっかけになった。しかも設計段階で、特に景観審査会はものすごく厳しくて、1個の案件を、要するに特例をクリアするためにはものすごく分厚い資料でなければならない。それで専門家が緑地、それから建築、都市計画、それぞれの六、七人、もうちょっといたかな、審査会の数多いそれぞれの厳しい意見を全部通過しなければならない。だからものすごく資料が必要になってくる。それだけ説得力のある、厳しい審査をしていることも付け加えて、そうさせていただく、具体的にはそうなっていることを説明させていただきたいと思います。以上です。

○塚口会長 ほかに御意見はございますでしょうか。

私、会長として言うべきことではないかも分かりませんが、この件についてはまだ市民の皆様方、多くが内容を理解されていない。川崎委員はこうこうこうだとおっしゃるけれども、専門的な立場だけじゃなくて、一般的な市民に分かるようにしないと幾ら理念が優れていても駄目ですから、パブリックコメント、そういうものを経て市民の皆さんに十分に説明する。川崎委員がおっしゃったように理念としては変わっていないんだと。それを広めるとして、市民が心配しているところをクリアできるような形で事務局としては今後、対応していただきたい。かように思います。ほかに、よろしゅうございますか。

それでは、この辺りで新景観政策の更なる進化「地域のまちづくりの推進と特例制度の活用」に関する市民意見の募集についての御報告を終わらせていただきます。

長い時間、委員の皆様には御苦勞様でございました。御協力いただきましてありがとうございました。これで本日の審議を終わりますが、委員の皆様方はもうしばらく御着席のままお待ちください。

それではひとまず事務局にマイクをお返しいたします。

○事務局 委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。

そして傍聴者の皆様、会議の運営に御協力いただきありがとうございました。

本日の会議は終了いたしましたので、係員の誘導に従って御退室をお願いいたします。

(傍聴者 退場)

○事務局 それでは会長、よろしく申し上げます。

○塚口会長 それでは、最後に議事録の取扱いについて決定したいと思います。

京都市都市計画審議会運営要綱第7条第3項では、会議録は、第1号で審議会を公開すべきでないとする事項、第2号で公正または円滑な議事運営が損なわれると会長が認める事項を除き、公開するものと規定されております。

もし各委員の皆様から御意見がなければ原則どおり公開ということで対応したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○塚口会長 ありがとうございます。それでは、異議がないようでございますので原則どおり公開ということで議事録を作成いたします。

議事録の作成につきましては、会長及びあらかじめ会長が指名する委員2名が署名することとなっております。

それでは本日の会議録の署名委員でございますが、お手数でございますが三浦研委員とかまの敏徳委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

本日、長時間にわたり御協力ありがとうございました。

これで終了といたします。